

会 議 録 目 次

平成20年第5回海田町議会9月定例会（第2日目）

平成20年9月4日（木）午前9時00分開議

日程第1 一 般 質 問…………… 3

（延 会）…………… 82

7. 欠 席 議 員

な し

8. 説明のため議場に出席した者の職氏名

町	長	山 岡 寛 次
企 画 部	長	永 海 房 雄
総 務 部	長	園 山 純
福 祉 保 健 部	長	内 田 和 彦
建 設 部	長	久 保 伸 一
会 計 管 理 者		西 本 徹 郎
企 画 課	長	大 久 保 裕 通
財 政 課	長	臼 井 真
まちづくり推進課	長	細 川 真 示
総 務 課	長	植 野 敏 彦
住 民 課	長	飯 田 義 光
福 祉 課	長	窪 地 満
高 齢 福 祉 課	長	加 藤 一 生
保 健 セ ン タ ー 所 長		佐 々 木 正 樹
都 市 整 備 課	長	木 原 晴 彦
教 育	長	正 木 洋
参 事		青 木 基 秀
参 事		新 浜 憲 治
まちづくり事務所	長	花 本 則 之
保 健 セ ン タ ー 主 幹		湯 木 淳 子

9. 職務のため議場に出席した者の職氏名

議 会 事 務 局 長		飯 森 靖 彦
次 長		新 谷 隆 司
主 任 主 事		中 村 修 介

10. 議 事 日 程

日程第1 一般質問

日程第2 第42号議案 工事請負契約の締結について

日程第3 第43号議案 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

日程第4 第44号議案 公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第5 第45号議案 海田町税条例の一部を改正する条例の制定について

日程第6 第46号議案 平成20年度海田町一般会計補正予算（第3号）

日程第7 第47号議案 平成20年度海田町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

日程第8 第48号議案 特別職の職員等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第9 発議第5号 海田町議会の委任による町長の専決事項の指定についての一部改正（案）について

日程第10 発議第6号 海田町議会会議規則の一部を改正する規則の制定について

~~~~~〇~~~~~

## 11. 議 事 の 内 容

午前9時00分 開議

○議長（原田）皆さん、おはようございます。本日も大変ご苦労さまでございます。昨日に引続き本会議を再開いたします。

ただいまの出席議員数は15名でございます。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付いたしております日程第1から日程第10に至る各議案でございます。

日程第1、昨日に引続き一般質問を続行いたします。3番、三宅議員。

○3番（三宅）それでは、トップということで、今日は大きく3点ほど通告しておりますので、それで質問をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

それでは、大きな第1点目、道州制について。政府の道州制ビジョン懇談会（江口克彦座長）では今年3月24日、10年後の2018年までに道州制を導入するべきだとする中間報告を、道州制担当者を兼務する増田寛也総務相に提出しております。導入時期などを

定めた道州制基本法案を2011年(平成23年)の通常国会に提出するよう求めています。中間報告は、明治以来の中央集権的な政治・行政の仕組みでは東京への一極集中が進む一方、国の行き過ぎた関与や縦割り行政が地方の創意や工夫を拒み、地域間格差が広がるばかりだと指摘しております。国の機能を分け、地域の特性や課題に応じた政策を独自の判断と責任、財源で実施できる地域主権型道州制を打ち立てると提唱しております。国の役割は外交や安全保障などに限り、道州は広域の公共事業や産業振興など、市町村は福祉や教育などを担うとしております。次に、税財政制度では、地域による偏りを少なく、安定した税体系をつくとともに、独自の課税権を与えようとしております。今現在、国民の間で道州制のイメージが共有されておらず、時期尚早ではないか、あるいは、地方分権を進めることを優先するべきだとの意見もあります。余り拙速な制度移行は反発を招きかねないと考えますが、どうでしょうか。質問をしていきます。

1点目、今現在、道州制について、国及び県とどこまでどのような協議をしているのでしょうか。

2点目、道州制の意義、目的や具体的なメリットについて、これから町民にどのように説明をしていくのでしょうか。

3点目、地域主権型道州制とはどういう意味なのでしょうか。

4点目、道州の数や区割り案は一体どうなるのでしょうか。

5点目、道州制下において税財政制度の詳細はどのようになるのでしょうか。

6点目、地方分権改革の抵抗勢力は中央省庁の官僚とも言われておりますが、どうなのでしょうか。

7点目、今現在は、まず地方分権改革や行財政改革を着実・効果的に推進すべきではないのでしょうか。

8点目、市町村合併への対応疲れや国への不信感が加わった今、さらなる合併は無理ではないのでしょうか。

大きな2点目に参ります。小・中学校の耐震化について。震度6強以上の地震で倒壊するおそれのある校舎や体育館が1万棟あると文科省は今年6月20日、全国の公立小・中学校の校舎や体育館約12万7,000棟の耐震調査の結果を公表しております。全体の1割近い建物が危ないこととなります。子どもたちが日々過ごしている場所なので、早く手を打たなければなりません。ところが、多くの自治体は財政難を理由に耐震化に手をつけず、政府も見過ごしてきました。それが今回、中国の四川大地震を目の当たりにして、

ようやく国会が重い腰を上げております。与野党が一致して、公立小・中学校の補強工事について国庫補助率を半分から3分の2に上げるための法改正を実現させております。さらには、政府は地方交付税の配分を手厚くする、それによって自治体の負担は全体の13.3%で済むとしております。ここまでおぜん立てが整えば、あとは自治体の各市町村の出番であります。耐震化は1棟当たり5,000万から2億円かかると言われますが、もう逃げ口上は通用いたしません。待ったなしで取り組まねばなりません。阪神大震災で被災した学校のうち約700棟を調べたところ、15棟が倒壊していたというデータもあります。阪神大震災は早朝でありましたけれども、子どもが学校にいる時間帯に起きていたら、中国と同じ事態になっていたはずであります。財政難の中、予算をどう使うのか、それは優先順位の問題であります。道路なども大事であります、児童・生徒（子どもたち）の命にまさるものはありません。耐震化を急がねばなりません。質問をしてまいります。

第1点目、耐震診断未実施の海田小本館、海田東小本館並びに海田中中校舎の診断はいつまでかかるのでしょうか。

第2点目、I S値0.28の海田小南校舎と海田南小1号館については実施設計と耐震化工事を実施していくべきではないでしょうか。補正で予算が実施設計の方は出ております。

第3点目、耐震化の補強設計などを請け負う設計者の確保は、込み合いますけれども、どうしていくのでしょうか。

第4点目、耐震補強申請（補助）においては第三者機関の判定書が必要となり、これが時間がかかると言われておりますが、これはどうしていくのでしょうか。

第5点目、第3次総合基本計画後期計画（平成16年から22年）に校舎の耐震補強をなぜ入れなかったのでしょうか。

第6点目、平成26年度からの耐震補強実施計画は大幅な前倒し、見直しという先般の答弁がありましたけれども、検討ではなくて決断をすべきと思いますが、いかがでしょうか。

第7点目、平成22年度までに耐震補強はどこまで実行できるのでしょうか。

大きな第3点目に参ります。個人情報保護の過剰反応について。個人情報保護法並びに町の個人情報保護条例は、平成17年4月より施行されました。個人情報保護の見直しを議論してきた内閣府の国民生活審議会は平成19年6月29日、報告をまとめております。

焦点は、法律の趣旨を拡大解釈して必要以上に情報を隠す過剰反応の問題で、法律の内容の広報・啓発の努力を政府に求めるなどとしておりますけれども、法改正の必要にまでは踏み込んでおりませんでした。個人情報保護法は、個人を識別できる情報はすべて個人情報と定義し、広く保護の網をかけ過ぎてしまったのではないのでしょうか。そのため、本当に保護されるべき個人情報と、広く公開され共有されるべき情報の区別がなくなってしまうのではないのでしょうか。また、最近、議案の質疑の中で、おかしい、不可解と思われることがたびたび生じております。過剰反応は早急に改善すべきと考えますが、いかがでしょうか。質問をしてみたいです。

1点目、現在、学校、自治会における緊急連絡網などの作成・配布はどのようになっているのでしょうか。

2点目、現在、民生委員・児童委員の活動のための情報提供はどうなっているのでしょうか。

3点目、現在、法令に基づく個人データの提供はどうしているのでしょうか。

4点目、まちづくり町民参画条例制定の「ホットアニメ海田・13名」、たびたび質疑もしておりますけれども、13名の名簿リストはなぜ出さないのでしょうか。

5点目、中店小学校線の用地買収・建物補償箇所をなぜ明示しないのでしょうか。

6点目、町の個人情報保護審査会で、この3年半の間に問題点、課題点をどのように審議してきたのでしょうか。

以上3点、質問をいたします。よろしく申し上げます。

○議長（原田）町長。

○町長（山岡）皆さん、おはようございます。今日もよろしく申し上げます。

三宅議員の質問の1点目、3点目については私から、2点目、3点目の学校に関する部分においては教育委員会から答弁をいたします。

まず、道州制についての質問でございますが、平成18年2月に第28次地方制度調査会が「道州制のあり方に関する答申」の中で、道州制の導入は適当との見解が示されました。その後、平成19年1月には道州制担当大臣のもとに道州制ビジョン懇談会が設置され、平成20年3月には中間報告が取りまとめられ、現在、最終報告の策定に向けて議論が進められているところで、政府として具体的なものは示されておられません。したがって、第1点目、第2点目、第4点目、第5点目のご質問については、お答えすることができない状態でございます。

3点目につきましては、各地域がみずからの判断と責任で統一的な戦略のもと、広域的・総合的な施策を行い、魅力と競争力のある地域づくりを進めていく仕組みであると、道州制ビジョン懇談会の中間報告で承っております。

6点目につきましては、当事者ではございませんので、お答えできません。

7点目につきましては、平成21年度までに地方分権一括法により国の方向が示されることとなっており、道州制を議論する前に、議員ご指摘の地方分権改革や行財政改革を推進すべきと考えております。

8点目につきましては、それぞれの自治体によっていろいろな状況に違いがありますので、各自治体が判断されることだと考えております。

続きまして、個人情報保護の過剰反応についての質問でございますが、1点目の自治会における緊急連絡網につきましては、各自治会において、必要であれば作成及び配布を行うべきものでございますので、町が関与するものではないと考えております。

次に、2点目につきましては、民生委員・児童委員は法律に基づき守秘義務が課せられております。このため、地域活動に必要な情報として、高齢者などの地域生活に密着した情報を提供しております。

次に、3点目につきましては、法令に提供すべき根拠があれば提供しております。

4点目につきましては、まちづくり町民参画条例の素案を策定する中で、協議録に氏名を掲載することについてワーキングスタッフに同意を求めたところ、本人の同意が得られなかったためでございます。

5点目につきましては、土地及び建物等の補償金額は予算編成時に取得予定地の現在価値を評価しており、箇所を明示することで相手方が特定され、個人資産の内容が明らかになるおそれがあります。用地交渉は相手との信頼関係を構築しながら交渉を進めており、信頼を損なわず円滑な用地交渉を行うためには、箇所を明示すべきではないと考えております。

6点目につきましては、海田町個人情報保護審査会では個人情報保護の実施機関の諮問に応じ、異議申し立ての審査や重要事項に関する意見を述べることになっておりますが、平成17年度から現在までの間にこれらの諮問案件がございませんでしたので、審査会は開催されておられません。

それでは、2点目、3点目の学校に関する部分については教育委員会から答弁しますので、よろしくお願いいたします。

○議長（原田）教育長。

○教育長（正木）小・中学校の耐震化についてお答えします。初めに、海田小学校本館など3件の耐震診断の結果が出る時期でございますが、この業務の委託は補正予算成立後の7月24日に契約を締結しております。業務の完成予定日は本年度末の3月31日でございます。

2点目のI S値が0.3未満の海田小学校南校舎など2件の耐震補強工事でございますが、この工事に伴う実施設計は今議会に補正予算として提出しておるところでございます。工事につきましては21年度を予定しております。

3点目の請負業者における設計技術者の確保でございますが、町といたしましては特に考えておりません。実施設計の入札は、本町に登録している業者の中から指名して行うことになろうかと思っております。

4点目でございますが、耐震補強工事に係る交付金の申請に当たっては、耐震補強工事実施設計の妥当性について第三者的判断が要件となっております。広島県では、判定業務の公的機関である建築物耐震診断等評価委員会の判定が必要でございます。したがって、実施設計の発注仕様にはこの要件についても織り込むこととしております。

5点目の総合基本計画の後期計画への位置づけでございますが、計画見直し当時において建替えの議論をしてございました海田中学校の北・中校舎についてと、災害時に住民の拠点避難場所となる体育館について計画に上げておりました。

6点目の実施計画の見直しでございますが、原則、I S値の低い施設から前倒しをし、順次整備してまいりたいと考えております。

7点目の平成22年度までの耐震化に向けての整備予定でございますが、I S値が0.3未満の海田小学校南校舎、海田南小学校1号館の耐震補強工事については21年度に予定しております。また、現在、耐震診断業務を発注しております海田小学校本館など3件の耐震診断の結果、I S値が0.3を下回った場合、財政的に可能であれば22年度までに終わりたいと考えております。

それから、個人情報保護の関係ですが、学校が作成する緊急連絡網についてでございます。各学校では本人からの承諾を得て名簿を作成し、保護者に配布しております。この緊急連絡網の内容でございますが、学級の保護者名あるいは児童・生徒の氏名を掲載したり、地区別に分けて該当地区のみ児童名を掲載しておるものもございます。

○議長（原田）三宅議員。

○3番（三宅）まず、道州制についてということで、本が出たりいろいろして、記事が最近よく出ております。今の答弁では、できないというのがほとんどで、何のために質問を出したやらからないような状況なので、私に取り上げましたのは、やっぱりビジョン懇の10年後というのがはっきり出てきて、県とかもパンフとかが出ておりますし、県の資料なんかも市町村に届いているということなので。ビジョン懇の方で、最初のあれに書きましたように、21年度までに基本法ですか、それをやると。それで10年後のということで、もうそう遠くない。これは日々のあれにも左右しかねないということで説明してまいりましたけれども、昨今、合併のときも櫛本先生の本が出たりして、見て、あるいは県に行ったりして、県からは2つの資料が出て、総務の方から届いていると思うんですけども、16年11月の県の分権改革の推進計画、この中にも触れてありますし、最近では県の5月に出了た21年度施策に関する提案というものが届いておると思うので、やっぱり内部でもっと話を、勉強会とかを立ち上げる時期だと思うんですけども、もう1度国や県、特に県が直近の上部の組織になりますので、今日も確か道州制の懇談会が議員に来ておまして、行きたかったんですけども、今日の会期中ということであれなんですけれども、いろんなフォーラムとか案内も来ているし、議会だよりもどんどん出ておりますし、何かさっきの答弁がいただけないところがほとんどということで、もう少し内部でも総務周辺で勉強会とか煮詰めとかをして、基礎自治体として市町村は残る可能性もあるわけなので、5年後、10年後を見据えた町政とかというのは基本でありまして、そうした面でもやっぱりもう少し関心を持ってやっていただきたいということなので。それで、県と協議とか担当会議、県は企画振興局の政策企画部分権改革課分権改革担当というのでできておりますから、そこで話とかがあると思うんですけども、最近県との話とか、今年になってからでもいいですけども、そういうようなことはしているのかどうか、その辺をまずお聞きします。

○議長（原田）まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（細川）道州制について、先ほど答弁がありましたように、全体像がまだ見えていない状況がありますので、そういったことで、県と道州制について協議とかそういった話はしておりません。

○議長（原田）三宅議員。

○3番（三宅）全体像がどうのこうのというて、これは4年前から県で出して、道州制とか区割りとか全部書いてあるもの、これは持っているでしょう。持ってきていますね。

やっぱり大変な問題なんですよ、道州制というのは。廃藩置県から廃県置州と言われておる大きな問題なので、もう少し腹を据えて取り組んでいただきたいと思うんです。こういう資料が出て全部、区割りとか税制の問題でも出ているわけですから。まだ煮詰めたようなあれということで、定期的とかそういうことは全然ないということですね。

○議長（原田）企画部長。

○企画部長（永海）道州制につきましては我々も全然関心がないというわけではなくて、関心は大いにあります。ただ、先ほどからご答弁申し上げておりますように、三宅議員が今お手持ちの資料については、それは県のお考えでございます。先ほどから申し上げているとおり、政府として道州制についてどういった骨組みでやっていくかという方針が示されていないわけですから、具体的に県・国と協議する段階にないと。そういった意味で、県あたりは道州制についての議論を深めるという意味で、今回も道州制懇談会であるとか懇話会みたいなものを開いて、そういった認識をそれぞれ高めていただくような今、段階であるというふうに考えております。

○議長（原田）まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（細川）先ほど議員ご指摘のように、まず道州制を論議する前に分権改革の推進とか行財政改革を推進するとか、そういったことも中間報告ではなされているといった意味からも、まずは分権改革の推進、そういったところを我々は研究していきたいと考えております。

○議長（原田）三宅議員。

○3番（三宅）私は道州制そのものには全く推進論者ではないわけです。そういう立場で言葉を選んで事前に出していると思うんですけれども、でも、地方からうねりが来始めたら、やはり各地方で、市町村で耳をかして対応もしていかなきゃいけないということだろうと思うんです。私は必ずしも道州制ということで、合併はしなくて行革をして自立ということでやってきたんですから、そういう道もあり得るわけなんですよ。ですけれども、10年後というのが打ち出されまして、やっぱり見逃すわけにはいかないんですよ、見ておりましたら。それで、研究とかそういうことなんですけれども。それでは、先ほど分権改革、確かに道州制に行く前のステップがあるわけですね。分権改革がその前の段階であるわけです。分権改革と行政改革を先にとということで、分権改革の方が、福祉事務所とかパスポートとかがおりてきておるわけなんですけれども、全体の分権改革を見て、今、進捗というか、何%ぐらいだとお考えですか。分権の進捗、今、

福祉事務所がこれから始まる、それから、細かいパスポートなんかはもう実行してきたということで、まだいろんな権限とかというものがおりてきて、分権改革そのもの自体は今始まって間もないわけなんですけれども、分権改革そのものが海田町にとってまだ5年後相当かかるという感じなのか、どれぐらいまで差しかかっているのか、その辺はいかがですか。

○議長（原田）企画部長。

○企画部長（永海）今のご質問につきましては多分、県の権限移譲と、国が今検討しております地方分権改革との2本立てのご質問だろうと思います。県の権限移譲につきましてはもう既に県が項目を示して、今恐らく50%ぐらい町で移譲を受けて事務を進めておると。それから、国の地方分権改革につきましては、先般地方分権改革推進委員会で第1次勧告といたしまして、そういった国の権限を市あるいは県におろすべきだというふうな勧告がなされておりますが、まだこれから第2次、第3次に向けてそういった分権と、いわゆる権限と財源の話まで含めて最終報告がなされるんだらうと。これもあくまでも諮問機関でございますから、政府としての方針が決まったというものではございませんので、そういった国の諮問機関において今検討されておるという段階でございます。

○議長（原田）三宅議員。

○3番（三宅）それじゃ、行財政改革。見直し、ローリング、この前もやって、ハード事業とかというのも資料をもらっているんですけども、行財政改革の進捗というか、着実・効果的にと。町の行財政改革の推進とかそういう面の感想はどうですか、進捗とかそういうのは。

○議長（原田）まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（細川）行政改革の検証ということで、今、総合基本計画後期計画実施計画の事務事業評価を行っております。その事務事業評価の評価シートを今取りまとめております。その中から本町におけるそういった評価方法なりを構築し、今後行政運営に役立てていきたいと考えております。

○議長（原田）三宅議員。

○3番（三宅）答弁がないので、非常にやりにくいわけなんですけれども、やはり大きな流れで、10年後とかというのでも打ち出されておりますし、3年後には基本法とかというのでビジョン懇に出すと言うておりますので、もう少し耳を傾けてというか、中でも勉強会とかそういう必要がやっぱり大きな流れになってくる。昨今新聞でも、昨日ですか、見

ますと、州都の問題なんかも先走りしておりまして、広島市か岡山市かということで、岡山市の方が政令指定都市の昇格を70万ですということも出て、州都とかというのでも一方では加熱しているという情報なんですけれどもね。それで、8番目のところで、自治体によって違うということでしたけれども、これから道州制の論議とか、いろいろうねりが来て、それで道州と、大きな70万とか50万とか30万とかという都市と、あとは海田町とか府中町とか、財政のいいところが残っていくんだろうと思うので、単独でという道もあるわけなので、それで、大きな流れが来たときに、それでまた合併とか道州制について単独でいくとかそういうことに差しかかったときには、16年のときは住民投票をしたということなんですけれども、その辺の大きなうねりが来たときに、町村の判断というようなときが来たときには町長の方でトップ判断、そういうときにはどういう判断をしていくというか、そののところも1つ聞きたかったのです。

○議長（原田）町長。

○町長（山岡）三宅議員ご指摘のように、道州制は今現在、私もその樺本先生の本も読ませていただいたり、各町長会とか国の段階でいろいろ議論されることを聞いておりますが、明確なはっきりしたことがまだできていないのが今日でございまして、県としましてもこの大合併を含めて道州制というのを打ち出しておりますが、結果的にはまだ担当者レベルでの研究会とか勉強会も進んでいないのが現状でございます。今からどういう形で道州制ができてくるかは知りませんが、それによっては担当者も派遣しながら勉強をして、道州制についての協議を持っていきたい、こういうふうに思っております。

○議長（原田）三宅議員。

○3番（三宅）道州制については満遍なく答弁をいただいて、個々の項目について財政とか区割りとかの質疑をしたかったですけれども、やっぱりうねりが来ましたら見逃せないわけで、中でも十分なデータとかを集めて、それから、勉強とか情報をどんどんキャッチして、来だしたらどんどん来ると実際に思いますので、その辺を研究というか、準備をしていっていただきたいということです。

それでは、一番心配な小学校の耐震化ということで、そちらへ行きます。第1点目は、ありましたように、7月の臨時議会で補正予算が可決されまして、それで取りかかっているということで、聞くところによると時間がかかるというのが気に入らないわけで、診断そのものが半年かかるということを知っておるので、7月24日に契約でということが始まっていると思うんですけれども、もっと短縮して、授業があるときでも、工事じ

やないので、土曜・日曜とかあいている時間は診断に入れると思いますので、まず、半年もかかるのかどうか、それから、時間もあいているところ、ああいうところも利用して急ぐということはどうなのか、そこをお尋ねします。

○議長（原田）教育担当参事。

○参事（青木基秀）先ほどご答弁申し上げましたように、工期と申しますか、これは約6カ月とっております。それで、この内訳でございますけれども、耐震診断そのものはおおむね11月から12月までかかり、あとの3カ月間が評価委員会にかけます。この3カ月といいますのは、ご承知のように、県内各市町とも海田町と同様の措置をとっており、この辺の待ち時間、あるいは申請に対して実際に審査を受けられる時間等も考慮して3カ月、あわせて6カ月の工期をとっております。この辺の待ち時間が短く済めば当然早く上がってくる可能性というものはございますけれども、契約上の工期はあくまでも3月末というふうになっております。

○議長（原田）三宅議員。

○3番（三宅）いつか言いましたように、アスベストのときも大分時間をとったんですけれども、今回は特に文科省で3年をめどに補強のタイムサービスというか、そういうことでということなので、とにかく迅速にやっていかなければ3年の13.3%に間に合わないということもあって、もっともっと、評価委員会があるんですけれども、11月から12月、実際はそれで評価委員会が3カ月ということで、込み合うとも思うんですけれども、ここのところの評価委員会の3カ月をさらに短縮するというのは不可ということなんですか。

○議長（原田）教育担当参事。

○参事（青木基秀）先ほど申し上げましたように、申請の件数等によって早くできるかどうかということがございまして、この辺を私どもが短縮してくださいということは、これは言ってもなかなか、実務でございまして、実態に合うかどうかはわかりません。ただ、国は全国のこういった団体に向けて、県はその県の評価委員会に向けて、できるだけ早く人材を確保してスムーズに進めるようにという要望は出しておられます。以上でございます。

○議長（原田）三宅議員。

○3番（三宅）それで、IS値の0.28のはっきりしているところは海田小の南校舎と海田南小の1号館ということで、これははっきりしておりますから、診断は早く終わったわ

けですね。この前の発表では12年度か14年度か、診断自体は非常に早く終わっていたということで、I S値0.28というのははっきりしていたので、早く取りかかれば大分進んでおったということなんですけれども、0.3未満ということですから、0.28ではっきりしているところ、この2カ所に関して、今言ったように、実施設計はこの場所というのは予算計画の中に入っておりますから、予算が通ればすぐ取りかかれるということで、私が今知りたいのは、実施設計でまた2件の実施設計ができ上がるまでの時間的なものはどうなのかということと、それから、その次のステップの耐震化工事の実施は時間的にどのようになるのか、予算はどれぐらいになるのかということが2番目では知りたいわけですか。

○議長（原田）教育担当参事。

○参事（青木基秀）この0.28の実施設計でございますけれども、先ほど議員がおっしゃられましたように、今議会に提案させていただいております。補正予算が可決後速やかに入札の手続きを終える予定となっておりますけれども、工期は今の段階での見込みはやはり半年間を工期として見込んでおります。また、来年度の実施設計を踏まえて、この2つの耐震化工事につきましては来年度予算計上して実施していきたいというふうに考えております。また、このうち場合によっては、5,000万円を超えた場合については当然議会認定に手続きしなくちゃいけませんし、国への補助申請につきましても大体5月ごろになりますので、そうして時期を考えてみるならば、6月議会で議会認定等々をお願いすることも考えております。以上でございます。

○議長（原田）三宅議員。

○3番（三宅）まだ未実施のところもあるわけなんですけれども、この前も言いましたように、計画を立てて、計画書みたいなものを出してもらえれば一番納得するんですけれども、実施設計後半年ぐらいかかるということで、工事が来年度の予算でということで、補強自体の全体のあれはこの前6月のときの後に資料はもらいましたよね。補強自体は全部足したら5億何ぼ、全体のをもらいましたけれども、I S値のはっきりしている2つのところの海小の南校舎と海田南小の1号館については、半年と言われたんですけれども、工事等の期間、それから来年度の予算的なもの、この辺は、0.3を切っておるわけですから、これはいいところで計画書のはっきりしたものを、いつ起こるかわからないのが地震なので、途中でも出してもらいたいと思うんです。この0.28の2つの校舎の実施設計と工事期間とか金額とか、そういったものは途中ではっきりしたものを出示しても

raitai to omoimasu ga, soko o mou 1 do, dou desu ka.

○議長（原田）教育長。

○教育長（正木）さっきから申し上げましたとおり、工事というのは設計を組まないと金額も出ません。予測もできません。ですから、まずは設計の補正予算を今回出させていただきます。それが上がってきたら金額の予定も出ますから、それからはっきりした、こういうことをするというのが出ますから、そのときはご報告させていただきます。

○議長（原田）三宅議員。

○3番（三宅）やはり喫緊というか、急ぐということで、6月も西山議員、それから多田議員からも質問があって、私も気をもんでもう1度ということであれしておるので、やっぱり急ぐ気持ちを持ってやっていただきたいというのが強いので、お願いしておきます。

次の耐震化の補強設計などを請け負う設計者ということで、別に考えていないと。登録しているものの中からあれするというので、耐震化は特別の業者というか、そうではなくて普通の入札のような感じであれしていくというような答弁だったと思うんですけども、特別早くしてくれるとか、あるいは県なんかの推薦のような設計屋さんがおるのかどうかわかりませんが、とにかく普通の入札みたいな感じでの設計だけじゃなくて、もっと急いでいただきたいので言いよるわけなので、設計の確保、文科省の通達にもこれは出ているんですよ。設計の確保を迅速にしろというのがある、ここに資料がありますけれども、出ているので、あえて取り上げておるんですけども、設計者の確保をもう1度お願いします。

○議長（原田）教育長。

○教育長（正木）業者の選定については一般に、町の場合は教育委員会から行政担当に依頼をして入札にかけてやると。入札にかけてやる時には入札委員会の指名委員会で業者を選定してやるというルールです。急ぐからとか遅いからとかということでそういうことを決める基準はありません。ですから、適正に登録業者の中から指名委員会で選んだ業者がやると。選ぶ場合は当然その設計をする能力がある業者を選ぶわけです。

○議長（原田）三宅議員。

○3番（三宅）次に、耐震補強の申請に出すときに、補助をもらうときに第三者機関の判定書が必要となるが、これは神奈川の綾瀬市から「取り組みについて」ということで回答をいただきまして、取り組みについてのポイントを5つほど送ってもらったわけです。

が、その中に、神奈川県は耐震化が非常によくて、ここは100%のところなんですよ。綾瀬市は100%。ここの綾瀬市の答弁では、耐震補強申請（補助）において大変時間がかかるから、第三者機関の判定書が必要なので、専門の方、県職員などの方とよく相談されるべきかと考えますと答弁があるんです。その辺の申請の心構えというか、それと、県との交渉なんかはどのようにされておりますか。

○議長（原田）教育担当参事。

○参事（青木基秀）本年6月に文部科学大臣が都道府県教育委員会とか、あるいは建築士団体に対しまして学校耐震化の加速に関する要請を行っております。この中で、先ほどおっしゃられましたような建築士の確保の問題であるとか、あるいは耐震診断の判定を受ける機会の確保というものについて挙げておりますが、これについては、先ほど申し上げましたように、国が全国のそういった団体、あるいは県は県の評価委員会に向けてそういった要請をされております。そうしたところへ私どもは確認をとっておりますので、それを期待して、早く評価するよというふうと考えております。

○議長（原田）三宅議員。

○3番（三宅）今のステップでは補強申請まではまだ先の話ですね。もうつくっていらっしゃいますか、それを。まだ今の実施設計とか予算を確保して診断をしよるような時期ですから、申請の用紙なんかの書き込みなんかはまだやっていらっしゃいませんね。

○議長（原田）教育担当参事。

○参事（青木基秀）補助申請のことをございますね。国への耐震化にかかわる工事の交付申請のことをございますね。これについてはまだ来ておりません。やっておりません。

○議長（原田）三宅議員。

○3番（三宅）やっぱり3年の間ということなので、取り寄せるものは取り寄せて、早急に実施できるように体制を整えていただきたいと思いますけれども。

次に参ります。5番目で、耐震補強ということで、先般西山議員からもあったと思うんですけれども、これが16年から22年。残念に思うのは、診断の方は答弁の中で平成11年、12年、14年とか、そういう診断は早い時期にやったということでこの前答弁をいただきました。次のステップが、今は平成20年ですから、時間がかかっているということなので、こういうときに、喫緊の課題なわけなので、いつ地震が起こるかわからないので、だから、早目にやっぱり。この前いただいたハード計画なんかは、西山議員がおっしゃったように、校舎の関係は全然入っていなかった。道路とかそのほか、ほとんど道

路ばかりということで。こうなりますと、道路は後回しでもいいようなものもあると思うので、やっぱり何点かはやって、もうかなり進んでおってもおかしくないと思うんですけども、各課の折衝だと思うんです。建設産業部門もあるし、福祉保健部門もある、総務文教、教育委員会の分もある。その駆け引きで予算を、中央省庁と一緒に思うので、今現在やっぱり実施を強く耐震補強の分をこの16年から22年のときに、話は内部で話されたと思うんですが、もう少し耐震関係の予算をとるように強く迫らなかったのか、その辺を聞いたかったわけです。どうですか。

○議長（原田）教育長。

○教育長（正木）何回もお答えしておりますとおり、この耐震補強というのが話題になり出したのはやっぱり中国の地震の後です。その前は、必要だということはありませんでしたが、0.3というのは補助基準でありまして、0.3を割るから危険とか、建築基準法に違反しておるとかという建物じゃないんです。ですから、それは教育委員会としてもどことしても、すべてをきれいにちゃんとやりたいというのは皆思っていますけれども、財政との関係がありますから、その中で、それまでは拠点避難場所になっているところを中心に進めてきたということがあります。ですから、やっていないというより、できなかったという方が、我々としてはそういう認識です。

○議長（原田）三宅議員。

○3番（三宅）我々が何のためにおるかということですよ、結局。町民の代表として出させていただいておる。騒ぎになったのが5月の四川省の地震からだ。そんな感覚では、地震というのは常日ごろいつ起こるか分からないものなので、阪神大震災が起こったのが平成7年で、13年たっているわけでしょう。阪神・淡路大震災が平成7年に起こった後から特に関東の方ではああいうふうに予算をとって、神奈川県なんかは90何%、今言いました綾瀬市とかそのほか、早く取りかかったら100%のところ結構あるわけです。やはり教育長、危機感の問題だと思うんです。我々が何のためにここへ来て登壇しておるかということで、この前中国が起こったから最近騒ぎになったとか、そういう認識はとてもしゃないがということで、絶えず危機管理、危機意識を持ってということで、やっぱりいつ起こるか分からないものが地震なんです。ですから、6月も質問があつてということなので、最近じゃなくて、とにかく危機意識をもう少し高揚ということで。最近じゃないですよ。もうずっと、特に平成7年の阪神大震災のときから、国内の地震で

すから、言われておるわけなので、危機意識というか、そういうところはもう1度いかがですか。

○議長（原田）教育長。

○教育長（正木）誤解されておるようですが、中国の震災から補助率が上がったということなんです。そういうことを申し上げただけで、その前からそれは補助制度はありましたよ。ですから、危機意識は全部初めからありますよ、だれでも。ですが、財政とのやっぱり相談、協議になりますから、全部やりたいと思ってもすべてができるという状況じゃありませんから、町の中の財政の範囲で、できるところを最低限やっていくというのが我々の意思です。

○議長（原田）三宅議員。

○3番（三宅）時間が迫ってきました。6番目、この前の6月の答弁では、26年度からの耐震補強実施計画は大幅な前倒しを検討しようという答弁だったわけですがけれども、そこを一步進めて、私は前倒しあるいは見直しを決断して早目にとということで、今、ISの低いものからということで、見直し分の計画というんですかね、そういったものは出せますか、どうですか。

○議長（原田）教育長。

○教育長（正木）これもずっと申し上げておるとおり、診断の結果が出たら、ちゃんと順番も決まりますから、IS値の決まっていない分も出ますから、それからにさせていただきますと言っているわけです。

○議長（原田）三宅議員。

○3番（三宅）それで、ですから、7月からですから、半年かかるわけですから、年がかかって2月かそのころになるんだろうと思うんですけれども、それから、はっきり言いまして、最後のところですが、3年間の時限立法で13.3%ということなので、やはり先ほどの綾瀬市なんかは、結局ポイントで書いてあるのは、IS値が低い学校から計画的に進めるべきところへははっきりもらっておるわけです。それで、今0.28の2カ所と、診断がこれから3カ所出てくるわけですが、その中にあるかもしれないということで、3年間の時限立法の中で22年度までにどの辺までできそうですか。そこをお聞きします。

○議長（原田）町長。

○町長（山岡）今、三宅議員、確かに中国四川省の問題で一遍に危機感が増したというふうに私も判断していますし、先般、神戸市へ研修に行かせていただいたときに、平成7

年の教訓で現在かなり進んでおって、そして、今、平成17年から21年までで全部を完了するということで、神戸市は以前からそういう形でもできておるわけですが、今回、現在、先ほど言いました四川省の地震の問題で随分変わってきた。そのためには、海田町も今、中学校の校舎の建替えを含めて順番をどこからやっていこうかという形でいろいろ協議をしている中でございますので、できるだけ早くしたいのはやまやまでございますが、今、予算的な問題も含めて、安全も含めて協議をしている最中でございますので、そういうことがまた協議が調べば、一日も早く皆さんにお示しして理解をいただきたい、こういうふうに思っております。

○議長（原田）三宅議員。

○3番（三宅）いろんな状況とか予算とか、いろいろあるわけなんですけれども、やっぱり現場、子どもを持っているお父さん方、お母さん方も心配でおるわけなので、この前の臨時で言いましたが、計画書を大まかにでもつくって我々に提示してもらいたい。この前も言いましたね、計画書のことを。計画書を、大ざっぱでもいいですけども、とにかく出して、それで多少安心するということがありますから、計画書を出していただきたいということをお願いします。

時間があれですから、次に参ります。個人情報保護の過剰反応について。学校、自治会、もうこれは3年前のときに、開始のときに自治会の連合会の総会のときから苦情がかなり出てもめたりしたんですけれども、実態が、学校及び自治会は関与することではないという答弁ですけども、必要なものは必要で、学校なんかでも連絡網は今うちの子でも、ありません。前のように連絡網があったときには、非常に、送り、それから非常時のとき、大きな行事のときに非常に便利でしたけれども、今は不自由、不便ということなので、学校なんかはもとどおり、総会とか大きな会合のときに最低限度の連絡網はつくってお配りしますよというPTA総会でも了解をとって、もとのプリントで連絡網方式に戻るようしていただきたいと思うんですけども、不自由そのもので、どうですか、もう1回そこをお聞きします。

○議長（原田）教育担当参事。

○参事（青木基秀）この学校の連絡網につきましては、これは学校長が責任を持って実施機関として作成しております。この作成に当たりましては、先ほどご答弁申し上げましたように、保護者の同意を得てやっております。だから、保護者によっては、同意しない場合についてはその方のみ連絡網から欠落するというような状況もございます。いず

れにせよ、これは海田町の個人情報保護条例に適用させてやるものでございますから、やはり法に沿った形をとっていきたいというふうに考えております。

○議長（原田）三宅議員。

○3番（三宅）何でもかんでも保護ということが過剰反応で間違いだろうと思うんです。不自由、不便そのものになっているということで。それで、2番目の密着した守秘義務とかとありますけれども、例えば民生委員の方、70歳とか75歳以上の名簿のリストを持っていなければ、民生委員の方は訪問とかというのがどんどんあるので、仕事にならないと思うんですけれども、70歳あるいは75歳以上の方々の名簿とか、その地域の、稲荷町なら稲荷町の地域の名簿を民生委員の人がちゃんと把握できるようになっているのかどうか、その辺をもう1回お聞きします。

○議長（原田）福祉課長。

○福祉課長（窪地）高齢者の情報につきましては、民生委員に65歳以上の方の名簿はお渡ししております。

○議長（原田）三宅議員。

○3番（三宅）それでは、子どもたちの方と接触される児童委員の方にリスト関係はどうでしょうか。

○議長（原田）福祉課長。

○福祉課長（窪地）児童委員、民生委員も兼ねておりますけれども、子どもたちの情報といたしましては、生後間もない乳児に関する情報はお渡ししております。各家庭において、虐待であるとか、高齢者の介護であるとかという課題が生じるかと思っておりますけれども、これらの情報についてはその都度必要に応じたもので民生委員には情報をお渡ししております。

○議長（原田）三宅議員。

○3番（三宅）時間がないので、急がさせていただきます。4点目の、ホットアニメの問題で、この前の全協でも言いましたということで、名簿リストは個人情報のあれだから出せないということで、まちづくり参画条例が3月に出てきておりますし、いろいろな要素があって否決になっておりますけれども、やはり名簿のリストが出ないということも大きな議員判断の中に生じてきておるわけなので。今月号の広報、ここに7回タウンミーティングということで町長とのミーティングが載っております。ここに、よく読んでみますと、ホットアニメ、佐々木さんの委員長、教育委員会の方の委員ですけれど

も、載っているということなので、ここまで写真入りで出されるのなら、名簿リストも出して苦しくないと思うんです、了解とかということがあったって。どうなんですか。

○議長（原田）企画部長。

○企画部長（永海）これまで何回もお答えいたしておりますように、個人情報の公開につきましては本人の承諾が必要でございますので、そこについては参加者の方から名簿の公開は控えてほしいということでご回答いただいておりますから、公開はできませんというふうにお答えをしてくれておるところでございます。

○議長（原田）三宅議員。

○3番（三宅）それでは、条例のもとをつくってということで、これからもずっと、ほかのあれはできても出していかないという……。

○議長（原田）三宅議員に申し上げます。発言時間の制限を超えましたので、発言の中止を命じます。

暫時休憩をいたします。再開は10時30分といたします。

~~~~~○~~~~~

午前10時08分 休憩

午前10時30分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（原田）休憩前に引続き本会議を再開いたします。

一般質問を続行します。7番、桑原克之議員。

○7番（桑原克之）7番、桑原克之でございます。本日は、大きく分けて3点質問いたします。

大きな1番、予算の執行について。

その1、予算の適正かつ効率的な執行を図る上で、予算配当は重要な機能を果たしているが、的確な効果を上げるため、支出負担行為段階でのチェックはどのように行われているのでしょうか。

その2、予算の執行に当たり、6月議会でもさらなる経費の節減に努めると言うが、その具体的対策をお尋ねいたします。また、行政支出の無駄削減についてはどうでしょうか。

その3、財政健全化計画並びに総合基本計画に係る実施計画は、予算執行面においてどのように反映され、調整が行われるのか、3者の整合性を問うものでございます。

その4、地震、テロ等、自然もしくは人的災害、事故等に伴う緊急措置予算の対応は  
いかがですか。

大きな2番、地方財政健全化法関係についてお尋ねいたします。

その1、地方公共団体財政健全化法に定める財政指標については、平成19年度決算か  
ら毎年度算定の上、監査委員の審査に付して議会に報告し、公表するのが義務づけられ  
ております。平成18年度決算における財政指標の算定数値は幾らになりますか。(1)実  
質赤字比率、(2)連結実質赤字比率、(3)実質公債費比率、(4)将来負担比率、(5)  
資金不足比率、これは公営企業についてでございます、(6)標準財政規模の、6項目で  
ございます。

その2、これは昨日の平成19年度決算に基づく健全化判断比率及び資金比率報告に代  
えさせていただきます。

大きな3番、海田市駅南口地区まちづくり計画等についてでございます。

その1、海田市駅南口地区まちづくり計画における事業費について、東地区約10億円、  
西地区約13億円の算定内訳を問うものでございます。

その2、土地区画整理法令適用下での地区計画手続条例の施行について、町長はどの  
ように考えておられますか、伺います。

その3、町長は海田町役場庁舎移転に係る町民意向調査の結果を尊重るとしながら  
も、東地区土地区画整理事業と庁舎移転事業とをリンクさせようとする、そういうよう  
な発言が見受けられますが、その真意、理由等についてはいかがですか。以上です。

○議長（原田）町長。

○町長（山岡）桑原克之議員の質問に答弁いたします。

まず、予算の執行についての質問でございますが、1点目については、配当された歳  
出予算を執行するときはあらかじめ支出負担行為書により収支等命令職員の決裁を受け  
なければならず、また、金額により財政課長、企画部長、会計管理者の合議が必要とな  
りますので、その決裁過程においてチェックが行われております。

2点目につきましては、執行段階における社会情勢等を見きわめ、予算にかかわらず  
真に必要な経費に限って効率的な予算執行を行うよう指示しておりますし、執行残につ  
いてはできるだけ不用額として次年度以降の財源に充てるように努めているところでご  
ざいます。また、行政支出の無駄削減につきましては、今年度から事務事業評価制度を  
導入し、事業の必要性、有効性及び効率性の観点について検証することにしております。

3点目につきましては、総合基本計画に係る実施計画を踏まえた上で財政健全化計画を策定しており、これに基づき平成20年度予算を編成しておりますので、3者の整合性は図られております。

4点目につきましては、予備費や財政調整基金により対応しております。

続きまして、財政健全化法関係についての質問でございますが、1点目については、財政健全化法では平成19年度以後の決算に基づく財政指標を、監査委員の審査を受けた後、議会への報告及び公表をすることとしておりますので、平成18年度決算に基づく財政指標は算定しておりません。

2点目につきましては、報告第3号でご説明しているとおりでございます。

続きまして、海田市駅南口地区まちづくり計画等についての質問でございますが、1点目については、東地区の区画整理事業における事業費約10億円の算定内訳は、都市計画道路、駅南口広場、公園などの公共施設の整備費として約5億4,000万円、建物等の移転補償費として約4億3,000万円、その他事業費として約3,000万円を予定しております。次に、西地区の地区計画における事業費約13億円は現時点での概算事業費であって、決定しているものではございません。概算事業費の内訳としましては、道路や公園等の整備費として約2億円、物件移転補償費として約10億6,000万円、その他調査費などとして約4,000万円を想定しております。

2点目の質問でございますが、地区計画手続条例は原案縦覧の手続き方法を定めた条例で、都市計画法上、都市計画決定を行うための地区計画案に移行する前段階の手続きでございます。今回、現計画の見直しの一環として、県の指導により、区画整理事業区域を縮小する事業計画の変更案と、区域から除外する地区計画案について、同時に法的手続きを進めているところでございます。したがって、この手続きを行う前においで地区計画手続条例に基づく原案縦覧は土地区画整理法上も整合しております。

3点目の質問でございますが、東地区の土地区画整理事業の本来の目的は、区域内の土地において公共施設の整備改善と宅地の利用増進を図るために土地の再編・整理を行うものでございます。また、事業後の土地利用は、道路や公園などの基盤整備とあわせて権利者との調整を図り、事業手法を検討しながら駅前にふさわしいまちづくりを進めていくものであって、駅前に役場庁舎を建設することを前提に区画整理事業計画変更の手続きを進めているものではございません。

○議長（原田）桑原克之議員。

○7番（桑原克之）再質問をいたします。1番の予算の執行の予算配当と支出負担行為との関係ですけれども、要は支出負担行為を行うチェック項目、それは各々どういう方法でいつ行われるのか、それを聞いているわけです。どうですか。

○議長（原田）財政課長。

○財政課長（臼井）支出負担行為を受けるチェック項目、時期でございますが、当然物の購入あるいは委託等を行う場合におきましては、その必要性とか、数量であるとか、価格であるとか、そういったことを考慮し、それぞれの決裁区分がございますので、その決裁区分に応じて支出等命令職員によりチェックを行っております。

○議長（原田）桑原克之議員。

○7番（桑原克之）大体常識的というんですかね、金額等と言うんだけれども、支出負担行為のときのチェック項目というのは大体6項目の支出を挙げられているわけです。例えば法令または予算に違反することはないとか、不要不急のものではないとか、支出負担行為の年度区分とか支出科目が正しいとか、いろいろあるわけでしょう。それについてちゃんとやっているかということなんです。昨日のいろいろ決算の話でも、不用額が出たり、そういうようなことが関連してくるわけです。それで、そういうようなことに関連から質問しているわけです。金額がどうだのこうだのといういいかげんな意味じゃなくて、ちゃんと、何項目について、いつの時点でだれがやっているというようなことを聞いたかったわけです。それをちゃんとやっておれば、流用増減とか不用額が出るはずはないでしょう。そういうことを言っているわけです。ただ通り一遍の回答ではないと思うんですけどね。今の財政状況の厳しいときですから。それはちゃんとあるんですな、項目とか方法。財務規則なんか書いてあるんでしょう、あれは。それをちゃんとやっているかということなんです。

○議長（原田）財政課長。

○財政課長（臼井）もちろんすべての項目について、先ほども言いました収支等命令職員により厳重にチェックをしております。

○議長（原田）桑原克之議員。

○7番（桑原克之）ちゃんと教えてくださいよ、それならそのように。

その2の経費節減の話ですけれども、前段についてはいろいろ具体策があると思うんです。この前おっしゃっていた予算節約制度の採用とか、財政枠の配分方式とか、指定管理者制度と、いろいろあるでしょう。そういうことによって経費の節減を図らないと

いけないんじゃないかということなんです。だから、そういう意味で、アウトソーシングもそうでしょう、ITの活用もそうでしょう、そういうようなこともいろいろあるんですけども、それについてどのように考えて、海田町はこれにポイントを置いてやろうとしているんだということが知りたかったわけです。通り一遍の、努めていますというんじゃない回答にならないと思うんですけどね。それと、行政支出の無駄ですね、節減ではない、これは削減なんです。当然あってはならないことなんです。その辺はどうですか。行政支出の無駄について何があるか、考えておられますか。節減はどうですか。

○議長（原田）財政課長。

○財政課長（臼井）行政支出の無駄という部分でございますけれども、これは予算の編成過程におきまして事務事業の見直しであるとか事業評価であるとか、そこらを行って、不要なもの、極端に言えば無駄なものについてはできるだけ排除した予算を編成するという対応しております。

○議長（原田）今のは削減ですから。節減の話は今問われておるので。企画部長。

○企画部長（永海）予算の節減につきましては、行政改革実施計画でお示ししておりますように、そういったいろいろな分野にわたって節減を図っておる、例えば指定管理者制度につきましては総合公園あるいは福祉センターあたりで取り組んでおりますし、事務用品あたりについては集中的に購入するというふうなことで、いろんな面でそういった経費の節減に取り組んでおるということでございます。

○議長（原田）桑原克之議員。

○7番（桑原克之）私は節減についていろいろ今申し上げました。そのうちで指定管理者制度というのは今やめているというのか、ほかのものに変えて予算上やっておられるでしょう。だから、そういうようなことについて何を海田町は目玉にして節減を図ろうとしているのかということを知りたいわけです。いろいろ申し上げたでしょう、いろんな制度とか、いろんなやり方のこと、活用方法。それが1つ。それからもう一つは、私が調査した範囲では行政支出の無駄というのは3つあると思うんです。これは大体新聞にも出ていましたけれども、その1つは、行政執行における不適正、誤り、違法なこと、それらのことが挙げられるわけです。2番目には、行政サービスが最小経費で供給されていないような状況。3つ目には、町の各種行政サービスの範囲や質や量が町民が望んでおるような選好に合致していないというようなことが挙げられると思うんです。1番の行政執行における不適正とか誤謬・違法な点は、国の場合でしたら年金記録の誤りと

かいろいろありますよね。そんなのは当然なんです、町としても最近特に多くなったでしょう、配付書類の差し替え、やり直し。そんなのは最たるものでしょう。3月議会に条例制定がなければ、これはもうアウトだよと言っておいて、臨時議会で通した事業計画変更に当たっての重要事項というカラー刷りのやつがあったでしょう。あんなものを出しながら、全然反対のことをやっている。これは無駄遣いでしょう。みんなに配ってですよ。住民をだまして、みんなだましちゃって、こんなのは無駄じゃないですか。そんなのについてどうして言わないんですか。差し替えなんか多いでしょう、今ごろ。検討した結果がまた、5カ月間もやった結果が大した前進がないでしょう。そんなのは無駄じゃないんですかと言いたいわけです。2番目の行政サービスが最小経費で供給されていないという、要するにサービス供給が割高だというようなことはいろいろあります。例えば施設の遊休化とか、硬直的な人事の配置、そういうようなこと。それから、3つ目には町民の選好に不適合なもの。例えば、今、活字離れしているわけです。皆、活字離れしちゃって、いろんな行政刊行の分厚いパンフレットとか刊行物を出されます。もう少しわかりやすい文章か何かにして出せば読まれるんですけども、人に聞くと、余り読んでいないのね、これ。何か活字がいっぱい書いてあってわからんと言うわけです。その辺をよく考えないと無駄な経費になるんじゃないかということなんです。要するに、そんなのは町民の選好に不適合じゃないかということをし上げたわけです。行政サイドではよかれと思ってちゃんとやられるんでしょう。だけど、配った先で効果を上げないと意味がないわけですよ。無駄遣いになるんじゃないかということなんです。それを、活字離れしているんだから、それなりに工夫をしてやったらどうでしょうかということなんです。いっぱい書かれて、読み切れんし、中がわからんような言葉が多くてだめだという、聞いてもそうおっしゃる方が多いんです。私自身も読んでも途中で投げ出したくなるような、そういうようなものが多いということなんです。その辺はどうですか。

○議長（原田）企画部長。

○企画部長（永海）今おっしゃいましたそういう不適正という話でございますが、我々は不適正な執行をしておるといふふうには思っておりません。それから、先ほどおっしゃいました最小の経費で最大の効果を上げるとかというふうなものについては、西田議員にもお答えいたしましたけれども、今年度、事務事業評価制度を導入して、そういった各事業について、その事業の必要性、有効性、効率性あたりについて検証して、それを

予算に反映させていきたいというふうに考えております。それからもう一つ、そういう行政が出すパンフレットについては難しいというか、なかなか読んでいただけないというふうなご指摘でございますが、それはやはりその方に關心があるかないか部分もございましょうが、我々は常にそういったパンフレットを出すときにはわかりやすいパンフレットを出すように心がけておりますが、再度そういったことを徹底していきたいというふうに考えております。

○議長（原田）桑原克之議員。

○7番（桑原克之）その3の予算執行上、今申し上げた2つの計画とのかかわり合いなんですけれども、例えば実施計画で微調整をするとおっしゃるんですね。微調整をするというふうな、これはいつ、予算を執行しながら、計画との整合性を見ながら微調整をなさるんでしょうけれども、この予算執行上どんな面に寄与するわけですか、これ、微調整して。予算執行上とは関係ないんですか。その辺はどうですか。

○議長（原田）財政課長。

○財政課長（臼井）財政健全化計画並びに総合基本計画の実施計画でございますが、もちろん予算編成過程において財政健全化計画、それから総合基本計画の実施計画に基づいて予算編成を行います。その時点で、現状で言えば、21年度の予算編成に向かって今、総合基本計画の実施計画の見直し、ローリングを行っております。それによって来年度の予算を決めるわけですから、その決まりました予算に基づいて予算執行を行うわけですから、これらについては整合性がとれているというふうなことでお答えしたところでございます。

○議長（原田）桑原克之議員。

○7番（桑原克之）要は予算執行と今おっしゃったような、実行計画とかいろいろ、2つの計画がありますよね。それとは結果的には整合性があるとは言えるんでしょうけれども、予算執行よりも予算編成に使われるということなのかな。そういうことなんですか。

○議長（原田）財政課長。

○財政課長（臼井）当然予算執行は定められた予算に基づいて執行を行うものでございますから、予算編成の段階でこれらの計画に合致したような予算を組むということが、ひいては予算執行においてこれらと整合性がとれているというふうなことでございます。

○議長（原田）桑原克之議員。

○7番（桑原克之）町長は予算執行の長なんですよね。それで、総合調整権限を持ってお

られるわけです。それは、地方自治体の経費はその目的を達成するための必要かつ最小限度を超えて支出してはならず、収入については適切かつ厳正に確保しなくてはならない、これは地方財政法の第4条に掲げる基本法なんですけれどもね。それで、それを受けて自治法の221条で、予算執行における適正化を確保するため、町長は予算執行段階での事務処理について総合的な調査・調整を行うことができるとなっているんです。だから、そういうようなこと、いろんなことができる権限を持っておられるわけです。だから、こういうようなことでいろんなことに関係なさっているし、そういうことができる権限を持っておられるんだから、その辺をどう考えてやっておられるんですかということが聞きたいんです。結論はそうです。ほかにこれ以外に自治法221条とかそれに関連するようなことがいろいろあるでしょう。その辺についてはどうなんですか。

○議長（原田）町長。

○町長（山岡）確かに今おっしゃっておるように、執行権というものは非常に大きな力を持たせていただいておりますが、そのためにも町民の皆さん方、また議会の皆さん方からいろんな提案等を含めて町政を執行させていただいております、その点についてもいろいろ町職員も一緒になってそういうひとつ町民の安心・安全のまちづくりのために予算の編成とか執行に対しては本当に真剣に取り組んでいるところでございます。

○議長（原田）桑原克之議員。

○7番（桑原克之）町長が今おっしゃったように、総合調整権限を皆持っているんですから、十分調査をして調整をしていただきたいということの趣旨なんです、質問は。今の計画ばかりではございません。いろいろな面でということです。

それから、その4の突発的な予算についての質問なんですけれども、これは、ご承知のように、経常的予算に対して臨時的経費に当たるものなんですね。その臨時的経費に当たるものなんですけれども、最近、地震とか大水とかいろいろ起きています。テロ騒動も想定されるような世の中になっているわけですから、その臨時的経費というのは、言うまでもないことなんですけれども、経費の科目によって区分されれば、災害復旧事業費など6科目挙げられるわけです。それと、経費の性質により区分されるものとして、災害対策関係経費、13種類ぐらい挙げられているわけです。その中から、特に多発しているような、今申し上げた地震、大水、洪水などの緊急避難的な臨時的な経費、この財源充てんの考え方、手法は、町長は予備費でというのは、それは予備費はそういう性格のものなんですけれども、そうじゃなくて、大規模なものだったら予備費じゃ足らな

いでしょう。その辺は、財源充当とかは大丈夫ですかということを質問しているんです。  
どうですか。

○議長（原田） 財政課長。

○財政課長（臼井） 先ほど町長が答弁いたしましたように、確かに予備費というのは一般会計で言えば2,000万しかございません。2,000万の範囲内でできるものであれば予備費の充当、あるいは緊急的にすぐ行わなければいけないものについては予備費の充用ということで対処していきたいと思っております。ただ、大規模な災害が起こった場合、それでは当然対応できないケースもあります。これについては、今、町が持っております財政調整基金、あるいは、当然大規模な災害になりますと国・県あたりからの支出というのもありますでしょうし、特別交付税等の対応というのもあると思いますので、当面は予備費及び財政調整基金での対応ということになるかと思っております。

○議長（原田） 桑原克之議員。

○7番（桑原克之） いろいろ起きていますから、頭の中ではなくて、これは実際に起きて、それに対応する能力、力というものが町の皆さん方の実力を示すことにもなると思うんです。これに対応できないような自治体であれば、全く全国から批判されるし、その辺のことが心配なわけです。だから、それに対応することは常日ごろから十分対応してもらえるように、検討を怠らないようにお願いしたいということです。

次の地区財政健全化法関係についてですけれども、先ほど18年度について全くやっておられないという。やってくださいよ、これ。質問は、やってくださいと言っているんです。これはなぜこういうことを言うかということ、6月議会でも決算見込み額でもってやってみてくださいと言ったら、まだ決算中だから、事業進行中だからだめということで、そういう回答だったんです。だけど、他の自治体はそれを皆やっているんです。見込みでやっています。18年度決算なんてもう既に決まっているんだから、今の算定方式、後からまた質問させていただきますけれども、そういうことで大体の健全化法の感触というんですか、それを皆把握しているんです。総理府なんかに聞きますと、半分以上は皆やっていますと言うんです。海田町は、だから、見込みでもいいからやってみたらどうですかと。将来もこの制度はずっと続くわけですからね。だから、18年度決算はいい材料なんです。だから、それをやってもらいたかったんです。それと昨日の19年度決算を比較して、なぜそういう再分析ができるのか、どうしてそういう違いが出るのかというのを知りたかったわけです。それを全く、質問で18年度はどうなりますかというの

に、やっていませんというんじゃちょっと情けないと思うんですけどね。その辺はどうですか。

○議長（原田） 財政課長。

○財政課長（臼井） 財政健全化法につきましては平成19年度決算における判断比率等を定めておりますので、18年度決算については算出をしておりません。

○議長（原田） 桑原克之議員。

○7番（桑原克之） だから、言っているでしょう。よその自治体はそういう……。無関心というのかね。19年度からやるから、19年度決算しかやらんのじゃって、そんな情けない話でしょう、それ。だから、18年度決算で。健全化法は昨年2月に制定されているんですよ、6月か何か。それにしても、18年度決算でほかの自治体は皆やっているんですよ、それを適用して。総理府に聞いてごらんなさいよ。皆やっていますから。本には皆書いておるじゃないの。18年度決算のあれが書いていますよ、皆。19年度決算からしかなっていないから、18年度はやりませんというのは、それはちょっとおかしいんじゃないですか、考え方が。何遍言っても、19年度からだからやりませんと言うのであれば、じゃ、19年度からやって、他の自治体は18年度と19年度の決算を比較して、どういう点を改めないといけないかということまで皆検討しているんです。そのための健全化法なんですからね。幾ら言っても、19年度しかなっていないんだから、19年度以降でやらないというのは、何回も何回もそう言われても時間がもったいないから、やめますけれども、前向きの姿勢で取り組んでもらいたいということですよ。19年度だからというんじゃないで、いい材料なんだから、再要因分析ぐらいできるような気持ちでやってもらいたいということなんです。

2番のことは平成19年度の、昨日の説明がありましたから、そういうことであれしますけれども。そこで、昨日は3問目で時間切れになったからあれなんですけれども、ちょっとお聞きします。健全化判断比率というものの算定方法、これは法の2条第1項第1号から6号まで書かれています。その公表等については法の第3条、政令25条、公表の方法とかいろいろ書かれているわけです。その他法律の施行要綱というのがありますよね。そのことに類する条文が細かく規定されています。これらの条文から、赤字団体とか黒字団体とか、赤字・黒字に関係なく比率を算定して公表すべきだと規定されていると私は解釈しているんです。だから、昨日示した「議会人」の7月号でも、黒字団体であっても赤字団体であっても、全部書いて出しているんです。それで、昨日行政当

局から、ダッシュして、ありませんと言うて、赤字じゃないからというて横線を引いておられたんですけども、黒字団体であっても、積立金の取り崩しでかろうじて黒字を確保しているような自治体が半分以上あるんだそうですね。黒字だといっても、それは積立金を取り崩してやって取り繕って黒字になっているだけなんです。積立金がなくなったらばっと皆赤字になるところの数が多いというんです。物の本にそういうように書いてあるんです。だから、昨日ダッシュ、ダッシュで、関係ないよという、その明文化したものがあれば教えていただきたい。赤字でなけりゃ関係ないよという。法律とかいろんな条文を探しても、黒字の場合は除くなんてどこにも書いていない。そういうものがあるのかどうか。それで、実質赤字比率というのは実質収支額を分子にしてやるとか、それで、総理府の算定式では繰上充用額プラス支払繰り延べ額プラス事業繰越額というようなこと、分母は標準財政規模というように皆書いてあるわけです。だから、それに従ってちゃんとやってみて、出た数字をちゃんと書くべきじゃないかと。だから、黒字だから関係ないよといってダッシュを引かれるのは町民の皆さんに本当にいいのかねと。積立金がアウトになっちゃったら赤字に転落というような、そういうイエローカード的な面はどうするんですかねというのを町民の皆さんに示さないとおかしいんじゃないかなという気がして質問しているわけです。

○議長（原田）財政課長。

○財政課長（臼井）まず、実質赤字比率、連結赤字比率のものでございますが、計算式にあります分子の方がマイナスが立った場合、赤字になった場合に計算しなさいということがありますので、海田町の場合は黒字でございますから、プラスですから計算をしないということで、表示は横棒を入れさせていただいておると。それから、先ほど言われました、確かに海田町の歳入におきましても基金の繰入れというのは行っております。そこらを含めて、実質赤字比率だけではなくて将来負担比率、そこらのことも含めて、だから、1つの比率だけで見るとはなくて4つを総合的に見た場合に海田町の財政状況は今どうなのか、極端に言えば実質赤字比率は、今言うように横棒表示、赤字はなっていないけれども、将来負担比率というのが極端に悪い数字が出てくる。こういった場合は、その基準に従って健全化計画を定めなさいというふうなことでございますので、1つだけの指標で判断するのではなくて4つ、あるいは公営企業を入れた5つの指標の中で財政を判断するというところでございますので、そこらを理解していただければ思っております。

○議長（原田）桑原克之議員。

○7番（桑原克之）いや、説明はわかりますよ。わかりますけれども、今おっしゃった、マイナスにならないと計算しなくてもいいというのは何で決まっているの。それが聞きたいわけ。

○議長（原田）財政課長。

○財政課長（臼井）総務省が内容についてこういう計算をしなさいということを示しておる中でうたっておりますので、そういう計算をしております。

○議長（原田）桑原克之議員。

○7番（桑原克之）だから、それはどういうものかというのを今聞いているわけです。

○議長（原田）企画部長。

○企画部長（永海）総務省が示しております式でございますが、実質赤字比率といいますのは、分子が一般会計等の実質赤字額、分母が標準財政額で出されたものでございます。ですから、分子がゼロでございますから、計算ができませんということで、ですから、赤字比率はないということでございます。

○議長（原田）今、桑原議員がお尋ねなのは、規則とか細則とか通達とか、何で示されておられますかという意味だと思っております。文書で来た、その文書の頭は何でしょうか。財政課長。

○財政課長（臼井）済みません。地方公共団体の財政の健全化に関する法律における健全化判断比率を算定するための様式に関する記載要領というのが国から出ております。それに基づいて算出しております。

○議長（原田）桑原克之議員。

○7番（桑原克之）わかりました。

それと、政令8条の2号の「ハ」で、例の30%じゃなくて40%になるというのは運用規定か何かでそうなっているという説明があったんですけども、それはそれでいいと思うんです。いいと思うんですけども、40%に基準を緩めるというのか、今まで30%以下だったのが40%以下だから、大分、10%上がっているわけです。緩まっているわけね。なぜそれができるか、いろいろ条件があると思うんです。40%にできる条件が運用規定の中に。それに海田町は当てはまるんですかということなんです。それはどんな理由で40%にできるようになっているのか、海田町はそれに当てはまるのかということをお教えください。

○議長（原田）財政課長。

○財政課長（臼井）今の連結赤字比率の30%というのは、施行令の中で10分の3というのを決めておるんですが、その施行令の附則第5条の中で、市町村分については、すべての市町村です、海田町だけではございません、すべての市町村につきまして、22年度に発表するものまでについては5分の2、ですから40%というふうに定めておる、読替規程をつけております。それから、第5条第2項で、23年度に発表する指標については20分の7、ですから35%、24年以降については30%に下さいという読替規程をつくっております。これは附則の中でそう定めてありますので、海田町がこうだから該当するというのではなくて、市町村全部についてそういうふうな基準を設けております。

○議長（原田）桑原克之議員。

○7番（桑原克之）基準はそうなんです。基準はそうなので、わかるんです。それは当たり前のことなだけけれども、海田町がそれを適用するような理由に当てはまるんですかということなんです、要は。わけもわからんで40%がいいよというので40%にするのはどうですかねという質問なんです。だから、政令が改正されたわけじゃないんですよ、これは。10分の3と書いてあるんだからね。それを運用でそういうふうになるということとは、やってもいいよということとは、それぞれ理由がないとおかしいんです。

○議長（原田）財政課長。

○財政課長（臼井）先ほど言いましたのは運用規定の中で定めておるものではございません。施行令の附則の中で、この期間についてはすべての市町村はこの基準を適用してくださいという読替規程をつくっておるわけですよ。ですから、22年度までは全国市町村、すべての市町村が、どんな要件であろうが、40%です。23年度についてはどこの市町村も、どんな大きい市町村も小さい市町村も全部35%です。24年以降についてはもとの、本来の施行令で定めた30%を適用してくださいということを附則の中で読替規程でつくっておるものでございます。ですから、海田町がどういう要件で、はまっておるといふふうなことではなくて、全国の市町村全部が適用するということでございます。

○議長（原田）桑原克之議員。

○7番（桑原克之）附則で読替規程とか何とかというのはわかりますよ。わかるだけけれども、8条の2号の「ハ」で、政令ではちゃんと基本的な基準というのが決まっているわけだよ。それとの関係で、じゃ、政令を改正すりゃいいじゃないかと。附則では読替規程があるだけけれども、何もかも、海田町ばかりじゃないよというのはわかります

よ。その辺はどうなんですか。

○議長（原田）財政課長。

○財政課長（臼井）何回も説明させていただいておるんですが、あくまでも10分の3というのが基準でございます。大もとの基準。これはもう10分の3の30%は、この法律の趣旨からいったら30%というのを基準にしましょうというのは本来の考え方なんです。ただ、導入してからの経過措置として23年までは、今言いましたように22年度までは40%、23年度については35%、本来の基準である30%については24年から適用しますよというのは、この法律をつくった過程で、施行令でそういう読替規程をつくっておりますので、そこはご理解いただきたいと思います。

○議長（原田）桑原克之議員。

○7番（桑原克之）わかりました。

次の海田市駅南口のまちづくり計画等の中でその1の、今、町長から事業費の関係についての内訳がわかる説明があったんですね。ちょっと早口だったのであれなんですけど、西地区の補償額だけもう1度お願いします。

○議長（原田）まちづくり事務所長。

○まちづくり事務所長（花本）西地区の概算事業費といたしましては約13億円でございます。補償費は10億6,000万でございます。

○議長（原田）桑原克之議員。

○7番（桑原克之）13億に対して補償費が10億6,000万円ということなんですか。わかりました。

それと、2番目の、現在海田市駅南口地区まちづくりにおいては適用される法令というのは、もう言うまでもないことですが、土地区画整理法令だけなんですよね。それしかないんです。それで、広島県都市計画事業海田市駅南口土地区画整理事業施行条例でもって今はずっとやられているんです。計画では12月までというようになっておるんです。この施行条例は、言うまでもないことなんですけれども、強行法規ですよ。ご存じのように、これは町長の強制執行だってできるような法律なんです。そういう強行法規だけを残しておいて、何回も言いたくないけれども、詐欺的な手段でもって地区計画手続条例を通されたわけですから。これを施行されても、これによって住民の意見だの、計画案の縦覧だのといっても、強行法令があるんだから、意味がないでしょう。町長が強制執行だってできるような法律を残しておいて、意見を言いなさいとか何とか

言っても、現に通りにっこないでしょう。窪町の人をそれをもうちゃんとわかっておるんですよ。今まで20年近くもずっと虐げられてきたんですから。先進自治体はこういうような混乱を避けて区画整理関係施行条例を皆白紙撤回していますよね。横浜とか富士市とかは皆そうやっているわけです。住民と一緒にまちづくりを進めてきているわけです。海田町だけです、県庁と協議中ですよとって何年間もやられて、それで住民の軽視というんですか、議会とは全然接触していないでしょう。東西地区のことについては何もありません。全員協議会ですらおっしゃっていないでしょう。出てきたのは手続きの条例だけです。それで、この5年間全然進んでいないじゃないですか。全く進んでいないじゃないですか。これこそ無駄遣いじゃないですか。何をやったんだろうかということです。窪町の住民だけが何か不安と焦燥感みたいなものをずっとやられて、どうもおかしいと思うんです。そういう県庁と協議一辺倒でずっと住民は放置されて。その辺はどうですか。町長、どうですか、それ。

○議長（原田）町長。

○町長（山岡）今回のまちづくりの関係も含めて過去10何年間、この問題については住民の皆さん方にも心配をいただいたり、海田町の駅南口周辺の開発についての期待と不安感とが両方あったというふうに私も思っておりますし、また、その中でいつまでも進まないものはいつまでもほうっておくという経費の無駄も含めて、新しく方向転換をさせていただいて、そして理解をいただきながら次のステップに進んでいきたい、こういうふうに考えております。

○議長（原田）桑原克之議員。

○7番（桑原克之）余り同じようなことをくどくど言ってもしょうがないんですけどね。そういうことだと思うんです。強行法規だけを12月まで置いておいて、手続きをやれだ何だかんだ言ったって、もうどうしようもないでしょう。意見を言ったって、強行法規があるんだから、どうでもいいやと、そう思われてもしょうがないんです。法形態がそうなんです。強行法規ってすごいんですよ、本当に。強制執行だってできるんですから。ただおやりにならないというだけで。そういうことです。どんなことを言われても、進んでいないんですよ、本当に。ここ何年間まちづくりが全然進んでいないんです。途中で東西地区のまちづくりにしたって、全然進んでいないでしょう。そういうことです。だから、その辺をよく考えてください。何だかんだと努力なされたと言っただけでも、全然進んでいないということ。それは町民の税金を使って無駄遣いじゃないんで

すかと。時間の浪費じゃないんですかということをお願いしたいんです。他の先進自治体と同じように、早く条例を撤回してやれば進んでいたんじゃないですかね。

3番目の、町長は、この前の新聞にも出ましたけれども、南口移転の賛成署名のときのコメントで、同感だとおっしゃっているんですよね。同感だというのはどういう意味でおっしゃったのかということなんです。私も公務員だったわけです。公務員の経験からして、何事であれ、行政上の決定権者、その他のそれに近いポジションにある人は利害関係者への影響とか混乱とか誤解等を防止する上で、場所を問わず、公私を問わず、願望的なものを含めて、意見を言うべきではないというように、一般通念といいますか、常識的に考えて今まで、今も変わっていませんけれども、そういう考えを貫いてきた人間です、私は。したがって、庁舎の移転候補地の選定に関して、町長の今までの言動から見て私は疑念を持っているんです。決定権者である町長が、同感だとか、あそこがいいとかというのを言われるのがね。これに類するようなことを議員の中で私と同じようなことの見解具申やら質問等がありましたよね、全員協議会とか何かで。そのときは町長は考えるというようなことをおっしゃったんですけれども、この前の新聞記事では同感だとかとまたおっしゃっているわけです。だから、それはどういう意味でおっしゃっているのかなということなんです。アンケートの結果を尊重するとおっしゃっているんだけどね。それで、時間がもうないので、一問一答じゃないですけども、町長がおっしゃっているような利便性とか、いろいろな収益性の問題、そして民間施設との複合としての法的な制約、そしてコストアップの点、それから、今申し上げた土地区画整理事業と役場庁舎の移転事業リンクの疑念、なぜリンクさせようとしているのか、その4つのことについていろいろお考えを聞きたかったわけです。利便性といったって、通勤者も、町民の人にとって利便じゃないでしょう。それから……。

○議長（原田）桑原議員に申し上げます。制限時間を超えましたので、発言の中止を命じます。今、途中でしたが、答弁側は何かお答えがありますか。ないですね。

暫時休憩をいたします。再開は13時といたします。

~~~~~○~~~~~

午前 11時35分 休憩

午後 1時00分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（原田）休憩前に引続き本会議を再開いたします。

一般質問を続行します。8番、多田議員。

○8番（多田）8番、多田でございます。今日は2点について質問いたします。

最初に、ふるさと納税について。これは昨日、西田議員から質問がございまして、答弁がございましたが、私はPRの方に重点を置いて提案をしたいと思います。生まれ育った故郷に貢献できるように、出身地に寄附をすると住所地の税金が控除されるふるさと納税制度が創設され、各市町村がPRに努めておられます。お盆で帰省されているときにチャンスと、パンフレットを駅で配ったり、ホームページにコーナーを設けたりと、少しでもプラスになればと努力されていますが、本町ではどのように取り組んでいかれるつもりですか。

2番目、学校施設の耐震化について。3月、6月と、学校施設の耐震化について質問をしてきましたが、建物の耐震化についてはもちろんですが、先の東北の宮城・岩手地震でも校舎や体育館のガラス、天井のパネルが落下しております。たまたま授業時間がなかったため、けが人は出なかったものの、子どもたちがいれば間違いなくけがをしていたことでしょう。建物だけでなくガラスや天井材などを強化すべきだと考えますが、どうでしょうか。

○議長（原田）町長。

○町長（山岡）多田議員の質問の1点目については私から、2点目については教育委員会から答弁をいたします。

ふるさと納税についての質問でございますが、昨日西田議員にお答えしましたように、ホームページや広報8月号に掲載して周知を図ったところでございます。また、広島県を通じて、東京広島県人会の会員向け広報誌である「東京広島県人会ニュース」の中でふるさと納税についてPRするページをいただきましたので、この機会に本町のPRを行い、海田町への関心を高めていきたいと考えております。

それでは、2点目につきましては教育委員会から答弁をしますので、よろしく申し上げます。

○議長（原田）教育長。

○教育長（正木）それでは、学校の耐震補強についてお答えします。このたび予定しております耐震補強の工事は、国が示している基準に基づいて実施することにしております。このため、工事に使用するガラスや天井材等については原則、交付金の対象となるものを使用することとしております。

○議長（原田）多田議員。

○8番（多田）ふるさと納税につきまして、昨日確か西田議員の答弁で、ホームページ並びに東京事務所のホームページ等に入るというか、記載されるということをお聞きしましたが、このふるさと納税というのは非常に自治体にとってチャンスだろうと思うんです。いわゆる待つ姿勢でなくて、獲得するというか、そういう方向に持っていくべきだと思うんです。PRにつきまして、私はこの間、米子の方に行っておりましたら、地元のニュースで、米子市長が米子駅で、こういったパンフレットなんですけれども、これを、「あなたの税金の一部をふるさと米子に」ということでパンフレットをじきじきに市長が配られていたんです。それをニュースで取り上げて、結構向こうでは話題になっておりました。一つ一つの積み重ねだろうと思うんですが、こういったことをやられたということで、関心が非常に高まるじゃろうと思います。私が提案するのは、海田町のホームページも見せていただいたんですが、ふるさと納税に関するところが特別あるわけじゃなくて、トピックスのところをクリックしないと出てこないですよ。ですから、あそこら辺にも工夫をしていただいて、ホームページの中にふるさと納税の、あれを特立てというんですかね、していただくとか、それとか、受付を入れて、今、自衛隊のポスターが張ってあるんですけれども、ああいったところにポスターとかこういったパンフレット、こういうふうに使いますよというのを、こういうのを置くお考えはないでしょうか。そこら辺を最初にお聞きします。

○議長（原田）町長。

○町長（山岡）確かにふるさと納税が今回始まりまして、各自治体でいろんな工夫をして獲得合戦と申しますか、PR合戦があるんですが、先般も企画会議の中でも話したんですけれども、名刺交換を、私らにしましても方々へ行きます。そうしたところへもPRの、例えばあるところで見たら折り込みの名刺をつくっておられて、片一方は自分ので、片一方はそういう折ったところへふるさと納税のPRをするということも1つのPR方法でございますので、これも各市町が積極的に皆とり合いっこをしていますので、ぜひふるさとへということで、方法を考えてやっていきたい、こういうふう考えております。

○議長（原田）多田議員。

○8番（多田）名刺も確かにいい案だとは思いますが、もっと広くPRするために、先ほど言いましたホームページの件でもそうですし、パンフレットもそうです。ひとつ将来

海田町を出て働くであろう子どもたち、いわゆる一番近いということになると成人式に出席する大学生の子どもたち、そういう人たちにも成人式で配る際に、ふるさと納税という制度がありますよと。もしみんなが東京に出られて成功したときにはぜひふるさとに還元してほしいというPRもしたらどうかと思うんですが、その辺はどうですか。

○議長（原田）町長。

○町長（山岡）ご指摘のように、人が集まるところ、そういうところの関係で、新しく成人になられた人なんかもいいチャンスじゃないかと思っておりますので、ぜひひとつ教育委員会とも協議をしながら考えてみたいと思います。

○議長（原田）多田議員。

○8番（多田）それと、ほかの自治体のホームページなんかを見てみますと、5,000円が控除から引かれますよね。その5,000円分を地元の特産物でいわゆるお返しをするというような形をとっておられる自治体が結構あるんです。その辺について海田ではどのようにお考えですか。

○議長（原田）町長。

○町長（山岡）確かに地元の特産品とかPRできるものにかえるというのもいろいろ私も聞いておりますが、じゃ、今、海田町に何があるかということを含めて商工会なんかも一緒にまた相談できる機会を持ちたいと思っておりますので、またいろいろ協議していきたい、こういうふうに思っています。

○議長（原田）多田議員。

○8番（多田）やっぱりせっかくの善意ですから、控除額から5,000円引かれるわけですから、その分について何らかのプラスアルファがあればいいかなと思います。ぜひそこら辺は商工会等と相談していただいて前向きに検討していただければと思います。

もう一つは、海田町出身で結構有名人の方がいらっしゃいますよね。芸能界で活躍しておられる方もあるし、広島市内におられる方ももちろんいるわけですが、そういう人たちを、利用すると言ったら語弊があるんですが、そういう人たちの協力を得て、このふるさと納税とは直接関係ないんですが、以前オリックスにおられたイチローですね、今シアトルマリナーズにおられる、彼がオリックスで活躍しよるときも、住所地はふるさとのままにしておいて、そこに住民税を納税するという形をとっておられたそうです。金額にしたら最大で5,000万ぐらいあったそうです。そういった形で、それは非常にPRになると思うんです。海田町出身で結構活躍しておられる方がいらっしゃるので、そう

いう人が例えば確定申告のときに海田町にふるさと納税したよというのをちょっとでもしゃべっていただければ、ほかの人に対するPRになると思うんですが、その辺はどうでしょうか。

○議長（原田）町長。

○町長（山岡）まだ今リスト的につくこともすぐできませんので、徐々にと言うたら言い方が悪いかもしれませんが、できるだけそういうPRの方法もまたホームページを通じても検討してみたいと思います。

○議長（原田）多田議員。

○8番（多田）それともう一つ、今度は逆に海田から税金が逃げる可能性もありますよね。海田に住んでおられる方がふるさとに納税される方も、それは自由なんですけど、やっぱり海田町に住んで海田に納税したいと思わせるような魅力あるまちづくりをせにゃいけんじゃろうと思います。ぜひそこら辺の決意というか、町長のお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（原田）町長。

○町長（山岡）確かに、先ほど申しましたように、お互いに今のふるさと納税というのはとり合いついで、各自治体も一生懸命いろんな手を使って、さっき言われた物を配るとか、いろんな利点を使える中でやるものですから、もう少し様子と申しますか、さっきの個人情報の件もありますので、リストをつくってどうかということも、余り、過ぎたことも難しいんじゃないかと思っていますので、検討させてみてください。

○議長（原田）多田議員。

○8番（多田）あと、やっぱり魅力あるふるさとづくりの中で、これは教育委員会にお聞きしたいんですが、将来を担う子どもたち、小・中学生にふるさとということを意識させるというか、ふるさとを愛する心というのを小さいときから植えつけておけば、将来有名人になったときに、もし有名プロ選手になったり、芸能人もおられるでしょうし、実業界で成功される方もいらっしゃる、そういう人たちに、海田はやっぱり自分が生まれ育ってよかった、そこに寄附したいなという気持ちを持たせる、このためだけじゃないんですけれども、そういうふるさとを思う気持ちを育てるとするか、自然を愛する気持ちを育てる教育ということについて、今までもやってこられたとは思いますが、これに引っかけてお聞きしたいと思いますが、いかがですか。

○議長（原田）教育長。

○教育長（正木）ふるさとを愛し、友を愛しというのはごく当然なことでありまして、現在でもいろんな教科を通じて子どもたちにそういうことを感じてもらえるようなまちにするようにいろいろと努力をしてまいりたいと思います。我々大人すべてが、海田がよかったと言われるように努めなければならないと思っております。

○議長（原田）多田議員。

○8番（多田）それでは、次の耐震化のことですが、今、教育長は交付金の対象の範囲内ということと言われたんですが、それはどういう範囲内か、その範囲内の具体的な例をお示しいただきたいと思います。

○議長（原田）教育担当参事。

○参事（青木基秀）交付金の範囲内ということでございますけれども、これは、例えばガラスであれば強化ガラスに変更するであるとか、あるいは天井材の落下防止、ガラスの飛散防止をするために非構造部材の耐震化を図っていくということでございます。こういったものも範囲に入っておるということでございます。

○議長（原田）多田議員。

○8番（多田）ということは、今回の実施設計の中には、ガラスはいわゆる強化ガラスに変更する、天井材なんかについては地震では簡単には落ちないような部材に変更するというのも入っているということで理解してよろしいのでしょうか。

○議長（原田）教育担当参事。

○参事（青木基秀）このたび補正予算成立後の設計でございますけれども、ガラス等につきまして、先ほど言いましたように、いわゆる地震の影響によって飛散することが考えられる部分につきましては当然先ほど申し上げましたような耐震対策をやっていききたいというふうに考えております。当然天井につきましても、天井材を厚くするか云々じゃなくて、これを支える構造部材、ここらの強化を図っていくということでご理解いただきたいと思っております。

○議長（原田）多田議員。

○8番（多田）なかなかご理解をしにくいところがあるんです。いわゆるガラスに関しまして言うと、飛散する可能性があるというのは教室の窓ガラス全部だろうと思うんです。廊下の窓ガラスは別にしても、教室の窓ガラスは……。廊下ももちろん子どもたちが通る可能性がありますので、飛散する可能性があるのは全部じゃろうと思うんですが、その辺、可能性があるところって、例えば上だけとか下だけとか、そういうことなんでし

ようか。

○議長（原田）教育担当参事。

○参事（青木基秀）飛散の可能性のあるところ、これは設計の中で見てまいりますので、当然そういった可能性があるところについては改善を図っていくということでございます。

○議長（原田）多田議員。

○8番（多田）そういう答弁だから、多分すべて改善されるんだろうと理解します。ぜひ被害者が出ないように、建物だけじゃなしに、やっぱりガラスが飛散してけがをしたとかということがないように、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。終わります。

○議長（原田）次に参ります。2番、久留島議員。

○2番（久留島）2番、久留島です。2点ほどお伺ひいたします。

まず1点目に、海田市駅南口活性化対策の推進についてでございますが、全国各地で駅前を中心とした中心市街地の活性化対策について、各種の難問を抱えながら推進されているところでございます。本町においても駅南口地区まちづくり計画について、関係地権者の話し合い、調整を行いながら、事業化に向けての作業を進めておられるところです。海田市駅南口周辺の区画整理については海田町の都市機能の極めて重要な位置を占めており、海田町の玄関口としての拠点機能を有しており、今後の活力あるまちづくりにとって欠かせない事業であると考えます。この事業は海田町の喫緊の課題でもあり、次の3点についてお伺ひいたします。

1番目に、海田市駅南口地区まちづくり計画の進捗状況はどのようになっているのか、お伺ひいたします。

2番目に、駅前ににぎわいを創出するためには人が集まる工夫が必要であります。今後、計画を進めていく上で広く住民の意見を問う必要があると思いますが、どのように考えているか、お尋ねいたします。

3番目に、海田市駅南口が町の顔となるには多目的機能をあわせ持った整備を行う必要があります。そのためには商工会をはじめJR西日本など関係機関と協議・調整していく必要があると考えます。来年度から近隣3商工会が合併の予定ですが、商業施設の発展に伴う建設に協力できるかどうか、お尋ねいたします。

次、2番目に、町の合同盆踊り大会開催について。近年、私の地域では各事業をするにも役員の高齢化が進み、特に盆踊りは労働力が多く必要なために、廃止の方向に進む

ことになりました。しかし、地域の人からは長年継続してほしいとの要望も強く、困っております。そこで、町は各地区で開催しているものをまとめることができるかどうか、お尋ねいたします。以上です。

○議長（原田）町長。

○町長（山岡）久留島議員の質問に答弁をいたします。

まず、海田市駅南口活性化対策の推進についての質問でございますが、1点目につきましては、現在、現行5.8ヘクタールの区画整理事業区域を東地区の2ヘクタールに縮小する事業計画変更案等と区域から除外する西地区の地区計画案の縦覧を8月29日から9月11日の2週間で行っております。今後は、関係者の皆さんから提出されましたご意見を参考にさせていただき、10月に町の都市計画審議会、さらに11月の県の都市計画審議会に諮り、県の承認を得た場合、告示を行い、法的な手続きが終了することとなります。

2点目につきましては、法的手続きが終了した後、2ヘクタールの区画整理事業地の土地利用について権利者との調整を行い、構想案を策定した段階での住民の意見や要望等を取り入れることは必要と思っておりますが、現時点ではまだその時期に至っていないと考えております。

3点目については、権利者との調整を行い、ある程度の整理がついた段階で、商工会等関係者と協議を進めることも視野に入れながら駅南口のまちづくりの推進をしたいと考えております。

続きまして、合同盆踊り大会開催についての質問でございますが、盆踊りなどの事業は、地域の特性を活かしながらそれぞれの自治会が行っておられます、地域に根づいた事業であると認識しております。そのようなことから、地域の方々が創意工夫しながら主体的に開催することが望ましいと考えております。

○議長（原田）久留島議員。

○2番（久留島）再質問させていただきます。平成12年6月7日に海田市駅周辺の商業都市機能が集まる集積地区として基本計画を提出しておられます。これは4.7ヘクで出ていますね、広島県に。これを縮小して、今、縦覧中に入っておられますね。これは11日以降進めていくということなのですが、法的手続きが済み次第また要望を聞くというふうにお答え願いました。私が希望しているのは、調整がついたら推進すると町長は今言われましたけれども、近隣の3商工会が来年度から合併するという話を聞いておるんですが、これに合わせまして海田町の商工会もぜひ発展してもらいたいので、駅前再開発に

合わせまして、今、民活で導入しておりますPFIなどの新たな手法を取り入れてコンペなんかを建設会社と入れてもらって、駅前を今のような地区から新しくにぎわいの持てるような地区に変えてもらいたいと思うんですが、そのように民活を導入してやられる気持ちがあるかどうか、お尋ねしたいんですが。

○議長（原田）町長。

○町長（山岡）駅前開発につきましては以前から何回もいろいろ質問を出していただいたりしますが、とにかく駅前開発があつて海田町の発展につながるということでいろいろ私も話しておるわけですが、とにかく駅前の顔としてのまちづくりは海田町としてもどうしても欠くことのできないものでございますので、そういう意味からいきましたら、先般も商工会長が役場に見えましていろいろ話をしたんですが、今の状況を聞いていただきまして、商工会の合併を含めて今後駅前のまちづくりに大きく皆さん方の意見を取り入れたいと。今たちまちそういう、制度上のいろんな順序がありますので、それがあつて程度目鼻がつき次第オープンにして、皆さんの意見を取り入れてまちづくりに寄与したい、こういうふうに思っております。

○議長（原田）久留島議員。

○2番（久留島）ぜひ協力していただきたいと思います。また、海田町の商工会に対しまして助成金などのことを考えておられるかどうか、お尋ねしたいと思います。

○議長（原田）町長。

○町長（山岡）確かにおっしゃいますように、今度は坂町と海田町と船越という、かわつた自治体が一緒になるということにつきまして、補助金の問題も含めて、来年度の予算の編成もあるからということも話をしていますので、商工会から今度どういう形で補助金の要請があるかを待っている状態です。

○議長（原田）久留島議員。

○2番（久留島）それで、駅前開発へ出店されるような商業の関係者に個別に助成金を出されるかどうか、そこらのところはまだわかりませんか。

○議長（原田）町長。

○町長（山岡）今のところ、どういう計画というのも全然まだ、ある程度の青写真もかいたんですが、変更したようなこともありまして、本格的なものできていないので、そういう時期が来たら、どういう形で町が協力したらいいかということを含めて検討していきたい、こういうふうに思っています。

○議長（原田）久留島議員。

○2番（久留島）わかりました。

それでは、次の2番目の盆踊り大会についてでございますが、これは長年私らも地域でやっているんですが、何様、平均80歳ぐらいの方ばかりに手伝ってもらってやっているんで、朝6時から夜の12時まで設備とか後片づけとかにかかるとは、もう今年で勘弁してくれと言われましたので、こういう案を出してみたんですが、以前は私たちが子どものときは小学校あたりでやっておられたのを覚えておるんですが、このたびも8月9日にやったんですが、町長さんや国会議員の秘書さんらが、今日は8地区あるから、これから回るんだと言って、汗をふきふき回ってこられましたけれども、これを各地区の役員が主催者を持ち回りながら毎年行っていったら負担が軽減するのではないかと思います、このようなことはできないかどうか、お尋ねいたします。

○議長（原田）町長。

○町長（山岡）今、久留島議員がご指摘のように、私も毎年盆踊りの会場を巡回して回らせていただいておりますが、確かにそういう意見もたくさんあります。中には石原の自治会のように2年に1回しかできないということで当番制をもってやっておられるところとか、今、各小学校区を中心に一緒にやってもらえんかとか、七夕祭りとか、ボランティアでいろんな形で町に協力いただいた方も含めて、今後自治会等とも相談をしながらまたこういうことについて相談をしてみたい、こういうふうに思っております。

○議長（原田）久留島議員。

○2番（久留島）ぜひそのようにお願いいたします。以上、終わります。

○議長（原田）次へ参ります。10番、宮坂議員。

○10番（宮坂）10番、宮坂です。喫煙場所についてお尋ねします。まず、この質問を出した8月から9月に入りまして、多少私の思っていた、想定していたこととは違っているんですけども、原文のまま読ませていただきます。庁舎及び敷地内、町内公共施設での全面禁煙が検討されていると聞きますが、どうされるのでしょうか。また、町内の小・中学校では校内禁煙となっています。喫煙する方は校外でとなっています。学校で一般参加の行事がある日などは校門のすぐそばでたばこを吸う方の姿を多く見かけます。たばこを吸うことが悪いのか、あるいはその姿を見せるのが悪いのか、私はたまに判断に迷ってしまいます。私としては完全分煙にして、庁舎内はもとより、以前から言っておりますが、校内も喫煙場所を設ける方が教育上もよいと思うのですが、いかがでし

ようか。よろしく申し上げます。

○議長（原田）町長。

○町長（山岡）宮坂議員の質問に答弁をいたします。

喫煙場所についての質問でございますが、このたびの禁煙は職員の健康管理と勤務時間における職員の職務専念義務の適正化を図る目的から導入を決めたもので、職員、臨時職員及び嘱託職員について、休憩時間を除く勤務時間を禁煙とするもので、施設利用者を対象としたものではございません。庁舎等施設内につきましては、一部を除いて以前から禁煙としておりましたが、学校を除いて敷地内での喫煙は制限しておりません。学校につきましては、教育施設ということも考慮し、皆様のご協力をお願いしたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（原田）宮坂議員。

○10番（宮坂）まず、庁舎等の禁煙。学校は別にしておいてください。まず、職員の健康管理と職務専念ということを主にとということで禁煙ということにされたんですけれども、まず最初に、じゃ、私がこれを正式に聞いたわけではなかったんですけれども、庁舎内、敷地内すべて禁煙にするというふうに耳にしたんですけれども、それはもともと検討はされていなかったのか、そのことを先に。

○議長（原田）総務課長。

○総務課長（植野）禁煙場所につきましては、庁舎内は以前から喫煙場所を決めておりましたが、敷地内につきましては以前より玄関横に灰皿を設置する等においてしておりましたので、その件については今回も変更はありません。

○議長（原田）宮坂議員。

○10番（宮坂）それでは、9月に入りまして、庁舎3階の奥に喫煙ルームが一応あったんですけれども、それが撤廃されまして、今、職員の方は、休憩時間ですか、お昼あるいは業務終了後5時半以降でないと、いわゆる職務専念義務ということで、たばこは吸っていないということによろしいんですか。

○議長（原田）総務課長。

○総務課長（植野）今現在、休憩時間等については灰皿を撤去しておりますので、携帯用の灰皿を持った方のみ喫煙されておられます。

○議長（原田）宮坂議員。

○10番（宮坂）私は職員でないので、今日でも休憩時間に1階に行って吸わせてもらっ

ております。これは考え方によるんですけれども、たばこを吸うこと自体は今の世の流れといいますか、よくないのは当然なんです。ただ、いわゆる法律で禁じられているわけではないので、吸うのは自由であると私も思っているんですけれども、特に役場の、すべての職業なんですけれども、1時間、2時間置きにちょっとした休憩程度あるいはリフレッシュという感じで吸いたくなるというのが常だと思っております。それをやめろというのも、方針なので、しようがないと思うんですけれども、それによって逆に、吸う職員、吸う人間、そういった方が頭のリフレッシュのためにある程度そういった1つの一服をするということも必要ではないかと私は思うんです。それを上からやめなさいと言ってしまったら、それはトップがやめろと言ったら吸えないとは思いますが、ある程度仕事にスムーズに生かせるためには、常に吸うというのは当然問題があるんですけれども、それと職務専念義務は離れているんじゃないかと僕は考えるんですけれども、その辺はどうでしょうか。

○議長（原田）総務部長。

○総務部長（園山）もちろんたばこは嗜好品でございますから、これをやめさすということは権利としてはございませんけれども、職務専念の義務という範囲で今まで許可をしておりましたけれども、多少目に余るということで、就業前、それから休憩時間、就業後ぐらいで我慢をしていただきたいという趣旨でございます。

○議長（原田）宮坂議員。

○10番（宮坂）これはこうやって問答になるかもしれませんが、始まって日にちがまだ少々しかたっておりませんよね。目に見えてこないかもしれませんが、これによって、逆に言うと、職員の心身のストレスがたまってきて、ある意味職務がスムーズにいかなくなるということも考えられるんじゃないかと思うんです。これはまだ今日が4日、5日ぐらいなので、9月から始まったというふうに聞いておるんですけれども、そういったことに対してのまず心のケアというか、いきなりやめなさいというふうにやったのか、じゃ、どういった意思の疎通といいますか、ことをされたのか、まずその辺はどうでしょうか。

○議長（原田）総務部長。

○総務部長（園山）これは8月の初めでございますか、1カ月ぐらいの猶予はございました。9月からはそういう措置をとらせてもらうという方針を言いまして、それから実施したものでございます。

○議長（原田）宮坂議員。

○10番（宮坂）あとはもう内部のことなので、もしこれによって業務に悪い箇所といただきますか、あまりにもストレスがたまったり、そういったことがあるかもしれません。そういった場合にはまた改めて町長をはじめ幹部会議、あるいは職員の中で意見を聞いたりする場を設けて考えていただきたい、このように考えております。

次に、また今度は同じように学校の禁煙の方に移るんですけども、これは以前からちょこちょこ言っていたんですけども、校内禁煙というのは、これはどこの学校でもやっていて、それはしょうがないかなと思っておりました。ただ、やはり学校の教職員の中にもたばこを吸われる方がいらっしゃいます。そういった方は休憩時間、休息時間と申しますか、そういったときに校門、校外に出られて吸っていらっしゃるんですけども、あとは、質問でも申しましたように、学校で行事があるときに校外へ出て多くの方が吸っている姿が目につきます。その姿が私は特に、一般行事のときは別にしても、教職員の方が出ている姿、その姿をまた児童・生徒が見るといえることがあると思うんです。実際あるんですけども、そういった姿を見せる方が教育上よろしくないと思っただけで、先ほど答弁があったんですけども、まず、改めてそういった姿を見たとき、教育長はどういうふうに思われるか、その辺をお願いします。

○議長（原田）教育長。

○教育長（正木）私も見たことがあるんですが、決して美しい姿とは見えませんでした。

できるだけそういうことは、一般の方も見られますし、余りみっともないまねはするなということには言っていますが、それ以上のことは本人の今の自覚に任せているというのが現状です。

○議長（原田）宮坂議員。

○10番（宮坂）ですから、そういった姿を教育長が見られて余り好ましい姿じゃないというふうに感じられたと言われたんですけども、でしたら、逆に学校内でも、庁舎内もそうなんですけれども、喫煙ルームをつくるなりして、ある意味隔離部屋ですよ。そうやって目につかないようにしてやるのも1つの方策ではないかと思って提案したんですけども、改めてこのことの考えはどう思いますか。

○議長（原田）教育長。

○教育長（正木）考え方としてはあるかもわかりません。ただ、学校では子どもたちには

喫煙というのは健康上よくないことであるというふうに教育上指導しておりますから、本来ならすべて、学校へ入ったら教師たるもの遠慮していただきたいというのが私の本心なんです。

○議長（原田）宮坂議員。

○10番（宮坂）どちらにしても押し問答になるんですけども、教育長がそのように思っているらっしゃっても、喫煙というのはなかなかやめようにも、たくさん、今は頑張っでやめていらっしゃる方もいらっしゃいますが、どうしてもやめられない方もいるんです。そういった方のことも考えてあげるといってもひとつ職場改善ではないかというふうに私は考えております。これはあれこれ言ってもしょうがないんですけども、喫煙に関して時代に逆行していると言われれば確かに私の質問はそうかもしれませんけれども、言いたいのは、教職員あるいは町の職員にしても、いかにうまく心の健康を維持できるような職場環境にしてあげたいということを考えて質問させていただきました。以上で終わります。

○議長（原田）4番、岡田議員。

○4番（岡田）4番、岡田です。4点について質問したいと思います。

まず、被爆体験の継承と慰霊碑の建設について。核兵器廃絶は世界の声となり、国連総会では毎年8割を超える国が核兵器廃絶の合意の実行を求める決議に賛成し、アメリカの元高官やイギリスの国防長官なども、核兵器のない世界について発言しています。しかし、世界にはまだ2万7,000発の核兵器が存在し、人類を脅かしています。2010年にはニューヨークで核不拡散条約再検討会議に向け、世界中で核のない世界に向けての運動が広がろうとしています。海田町も非核自治体宣言をし、核兵器のない平和なまちづくりをしています。さて、被爆者の平均年齢も75歳となり、被爆体験の継承が大変難しくなっています。海田町にも多くの被爆者の方が生活しておられ、元気なうちに体験を記録する必要があるのではないのでしょうか。そこで、お尋ねいたします。

1、町が主導で被爆体験集をつくり、町として被爆の体験を出版し、子どもたちの平和教育に役立ててはいかがでしょうか。海田町では当時約8,000人の被爆者の方が広島市から逃げて救助されたという記録が残っています。

2、世界で最初に核兵器の洗礼を受けた広島市の隣町である海田町でも、広島市の慰霊碑に相当するものを建設するべきだと思いますが、いかがでしょうか。

2番目に、医療費の一部負担金の減免制度について。社会保障の後退で町民の生活は

逼迫しています。会社勤めをしていれば休業補償もありますが、長期間の病気休養だと失業と収入減もあり、医療費の負担も相当なものになり、生活も苦しくなってきます。病気や事故で長期入院をせざるを得ない場合、国保や医療費の負担は大変大きなものです。広島市では、申請をすれば一部負担金の減免制度があります。この制度は国民健康保険法第44条に基づき、市町村が実施する制度です。本人の窓口負担が1割から3割減免ができます。海田町でもこの制度をつくってはどうか。

3番目に、障害者福祉について。障害者自立支援法では今まで極めて低い負担で済んでいた利用料が、応益負担になり、所得に関係なく一律定率となり、負担の急増が起きています。制度の急速な変化は障害者の生活や就労、将来の展望などに大きな問題を投げかけていると言っているでしょう。市町村が行う地域生活支援事業として障害者の権利擁護のために必要な援助を行うこととなっています。海田町でもそうした事業に取り組んでおられますが、障害者に制度の活用などをもっと詳しく説明をし、理解してもらい、自治体と障害者がともに進める体制が必要だと思えます。制度を活用しやすいよう、福祉行政の体制の強化や専門の職員の派遣なども配置をすべきではないかと考えますが、いかがでしょうか。

最後に、後期高齢者医療制度について。前回も質問しましたが、後期高齢者医療制度がスタートし、お年寄りや家族から役場にいろいろと苦情が寄せられていると思います。夫が後期高齢者制度に移り、妻が国民健康保険に残った場合、国民健康保険の擬制世帯主は夫となります。夫は自分の保険料と妻の保険料を二重に支払うこととなります。妻が世帯主となっても減額にはなりません。サラリーマンの息子と同居して息子が世帯主の場合は息子が擬制世帯主となり、後期高齢者が低年金であっても、均等割の法定減免は受けられません。このような世帯は海田町では何件ぐらいあるのでしょうか。また、何件ぐらいの相談がありましたでしょうか。

負担増で苦しむ世帯はまだあります。後期高齢者医療制度に対して町として意見をきちんと上げる必要があるのではありませんか。お答えをお願いいたします。

○議長（原田）町長。

○町長（山岡）岡田議員の質問に答弁をいたします。

被爆体験の継承と慰霊碑の建設についての質問ですが、核兵器廃絶と世界の恒久平和は私たちの共通の願いであります。まず、1点目につきましては、既にたくさんの被爆体験等の本が出版されております。また、昭和45年、50年に海田町原爆被害者の会でも

体験文集を出版しておられますので、現在のところ、考えておりません。

2点目につきましては、昭和50年に熊野神社の境内に慰霊塔奉賛会による戦没者、原爆死没者の慰霊塔が建立されております。また、昭和58年に同敷地内に海田町原爆被害者の会により慰霊碑が建立されておりますので、町といたしまして新たな慰霊碑の建設は考えておりません。

続きまして、医療費の一部負担金の免除制度についての質問でございますが、先に佐中議員の質問の2点目でお答えしましたとおりでございます。

続きまして、障害者福祉についての質問でございますが、専門的な職員の配置につきましては、権限移譲などの事務を考えますと、各分野における専門的な職員の必要性はますます高まってくるものと考えております。また、来年度から福祉事務所を設置することから、その事務執行体制の見直しをするとともに専門職としてのケースワーカーに必要な社会福祉主事資格者の養成を継続的に行いたいと考えております。

続きまして、後期高齢者医療制度についての質問でございますが、1点目の均等割の軽減が受けられない世帯数につきましては、広域連合の賦課徴収システムにより軽減対象者の抽出はできますが、対象とならない世帯数はシステム上、抽出を想定していなかったため、お示しできません。相談件数につきましては10件程度であります。

2点目につきましては、あらゆる機会を通じて負担軽減や財源の確保について要望してまいりたいと考えております。

○議長（原田）岡田議員。

○4番（岡田）再質問をさせていただきます。被爆体験の継承ということは、45年と50年にそういう文集をつくられたということなんですけれども、その文集そのものというんですか、それはどういうふうなところにあるんですか。置いてあるというか。見たことがないんですけれども。

○議長（原田）総務課長。

○総務課長（植野）1部につきましては海田町立図書館にございます。あと1つは民間の方にありまして、この分につきましては、これからこういう資料につきましては収集の関係について検討してみたいと考えております。

○議長（原田）岡田議員。

○4番（岡田）今までつくられた体験の本、それは学校教育だとどういふふうな格好で活用されておるんですか。

○議長（原田）総務部長。

○総務部長（園山）今の被爆体験の本が実際に学校の現場でどういうふうに活用されておるかというのは承知はしておりませんが、恐らく学校は学校でそれぞれの資料集をお持ちでやっておられると思います。これがそのまま学校で利用されておるといことは承知しておりません。

○議長（原田）岡田議員。

○4番（岡田）こういうふうな体験集というのは、ただつくるだけでは、つくってそれを広く平和のために、子どもたちのために役立てるといふものでないと、余り、意味がないことはないんですけども、使わないといけないと思うんです。特に実際に海田町でそういうふうな体験をした貴重な意見ですからね。今私たちが被爆体験の証言をしてくださいと言われても、被爆者の方も高齢であったりなんかして、体の調子がよくないから、なかなかしてもらえないという貴重なものなんです。これを学校教育の場で使わないといふのはちょっと考えにくい。せっかくいいものがあるんですから、なぜ使われないのかというのを再度お聞きします。

○議長（原田）教育長。

○教育長（正木）確認していませんので、最近使ったかどうかはわかりませんが、現在では被爆者の方の生の声を聞いたりするような、平和教育の一環としてやるのは毎年やっております。1つずつこの学校がどれどれということはまだまとめていないので、わかりませんが、調べればすぐわかります。

○議長（原田）岡田議員。

○4番（岡田）ぜひともこういうふうな、せっかく大変貴重なものがあるんですしたら、最低でも年に1回か2回ぐらいとか、そういうものは学校教育、学校現場で活用してもらいたいと思うんです。それでないと、せっかく証言をしてくださった皆さんに申し訳ないような気がするんです。やはり自分の苦しい体験をなかなか話してもらえないのが現状なんですけれども、貴重な資料があるわけですから、やはりこれは子どもたちにも活用してもらって、原爆というのはこんなに恐ろしいものだということを子どもたちにも教えてあげにゃいけないと思うんです。

それと、被爆慰霊碑、50年と58年以降に建立をしてあると。熊野神社にあるんですけども、いろいろな考え方があるんですけども、私が思うには神社の多分あれは敷地の中だと思ってしまうんですけども、やっぱり私たちは無宗教のような格好で、そして将来に

原爆は使いませんよと、そういうふうな格好のものが欲しいんです。なかなか、広島なんかでもいろんなところにそれぞれの立場で慰霊碑みたいなものがありますけれども、やはり公的というんですか、そういうふうな、町が一枚加わったような慰霊碑というんですか、将来に向けて核兵器の恐ろしさというか、そういうものを伝えるものが欲しいと思うんですけれども、その辺のところをもう1度お願いいたします。

○議長（原田）総務課長。

○総務課長（植野）今現在あります戦没者、原爆死没者の慰霊塔でございますが、これは熊野神社の境内にあります、一般の方もお参りできるようになっておりますので。

○議長（原田）岡田議員。

○4番（岡田）それは当然そうなんですけれども、神社とかというふうになったら、やっぱりそれぞれ宗教色というんですか、どうしてもそれがあると思うんです。そうではなくて、建設する場所もそれはいろいろあるんでしょうけれども、私が言うのは、やはり平和を祈念するものとか、核兵器がまだ実際あるわけですから、それを廃絶するものという意味なんですけれどもね。そういうふうなものは全くさらさらつくる必要はないよというのか、いや、ちょっと考えてみようかというのか、その辺のところをもう1度お願いいたします。

○議長（原田）町長。

○町長（山岡）この碑の問題ですが、熊野神社の境内にあるわけですが、それは当時の被爆者の体験された方々がいろいろ考えられてあそこへ建てられたというふうに我々は聞いておりますので、今さら別に町がほかのところへこういうふうなものを建てるということは考えておりません。

○議長（原田）岡田議員。

○4番（岡田）それでは、次に医療費の一部負担金なんですけれども、昨日、佐中議員に答えられて、実施に向けて準備をされておるとのことだったんですけれども、具体的にどういうふうな準備というか、どういうふうな格好で進んでおるんでしょうか。

○議長（原田）住民課長。

○住民課長（飯田）医療費の一部負担金、いわゆる窓口払いの1割から3割払う自己負担分のことでございますけれども、これにつきましては、法の44条に規定がございますけれども、実際の運用といたしましては、全国的にも県内でも、規則で規定はされておりますが、細かに規定をされているところが余りないということ、それと、ある程度基

準を設けられておられても、過去に、かなり以前に設けられておられて、その内容が極めてわかりにくいものになっております。そういう状況の中で資料集め等いろいろやっておりましたけれども、なかなか時間がかかりまして、今日まで至ったような状況で、これからその内容を整理して基準づくりを行っていかうということでございますけれども、収入が低いということが基本になりますので、やはり生活保護、この辺の基準を参考に、支払いに困っておられる方を根本的に考えて基準づくりを進めていかうと思っております。

○議長（原田）岡田議員。

○4番（岡田）この制度は多分また条例をつくらにゃいけないと思うんですけれども、今、全国で少ないというようなことを言われたんですけれども、確かに私が聞いた状態だと、結構片手ぐらいの自治体にあるかないかというぐらいな感じだそうなんですけれどもね。広島市はかなり早い時点でこういう制度をつくって、多分被爆者と何か関係があるんじゃないかと思うんですけれども、そういう関係で、かなり早い時点からこういう制度があって、古いときにできた制度で、なかなか担当者の人もわからなかったようなことを聞いたんですけれども、当然所得制限があるんですけれども、私が言うのは、例えば今まで健康であって、何かの形で難病にかかって、仕事もやめにゃいけない。収入がなくなる。その間の窓口負担が大変だと。高額医療はあるんですけれども、それまでの間、高額医療費と3割負担ですね、そのときの対応というんですか、そういう制度をつくってくださいということなんですけれども、そういうふうな方向でやられよるんですか。

○議長（原田）住民課長。

○住民課長（飯田）制度につきましては、どこの市町、やっておられるところは要綱、要領、基準というような形で整備をされております。本町につきましても、規則の中には、減免ができるという規定がございます。それで、そこがわかりにくいということが従前ございましたので、先の議会の質問の中で、要綱を制定したらどうかということでございますので、お答えしたのは基準を整備していくということでございます。当然次にどの辺の方を窓口負担の一部負担を減免していくかということになりますけれども、一般的には、国保の場合ですと3割が基準の負担になります。そうしますと、3割分は本来は窓口で払っていただくということになるわけなんですけれども、今認められている制度の中では高額療養費、高額医療費の分がありますので、必ずしも3割全部負担をしなきゃいけないことではありません。当然、先ほど言われましたように、その差の幾らかを

埋めるということが今回の基準づくりの基本になると思っております。

○議長（原田）岡田議員。

○4番（岡田）この制度はなかなか難しいところがあると思うんですけれども、やはりそれこそ今言いましたように、元気だったけれども、難病とかということがあって医療費がなかなか払えないという方が実際におられるわけなので、そういう方はずっとそれが続くわけじゃないんですよね。またそれが治ったらもとどおり保険料も払うというふうな格好になるわけなんですけれども、ぜひともこういう制度を早急につくるようお願いいたします。

それと、障害者福祉なんですけれども、自立支援法はいろいろあるんですけれども、市町村のすべき役割というんですか、事業ですか、それで、障害者等の虐待の防止及び早期発見のために関係機関と連携をし、その調整、その他障害者の権利擁護のために必要な援助を行うということがあるんですけれども、やはりいろいろな障害者の方で、例えば個人でなくて、いろいろな障害者の人がおられる、そこで手をつないで一緒にいろいろなことを交渉したりとか、そういうふうな方がおられるんですけれども、それに対して、それじゃ、一番、どういうんですかね、おまえ1人でやれやと。例えば障害者がおられるんですけれども、どこにだれがおられるかというのがなかなかわかりづらいようなところがあって、横の手をつないで一緒にして要求をしていこうというふうなところはなかなか難しいところがあるんですけれども、そういうのを町として何か手助けができないかということなんですけれども。わかりますか、言っていることは。

○議長（原田）福祉課長。

○福祉課長（窪地）恐らく障害者の連携・連帯をするための支援ということかと思えますけれども、身体障害者に限って言えば、身体障害者の福祉協会が町内にございます。こうした団体の方々との連携をとりながら各種制度の啓発であるとか支援であるとかということは現在行っております。

○議長（原田）岡田議員。

○4番（岡田）身体障害者に限らず知的とか精神とか、そういうことがなかなかできていないから、そういうふうなことができないかということをおっしゃるわけなんですけれども。例えばいろいろな今の障害者同士の横の連帯というんですか、そういうのができづらいところがあるわけなんです。そういうふうなのを、例えば1人の障害を持つ人が同じような障害を持つ人を訪ねていくというのができたら一番いいんですけれども、な

かなかそうはいかないという、だれがどういうふうなのかはわからないというところがあって、担当の部署の方は、それはわかっておられるところがあるんですけども、そういうふうなのを何か支援できないかということなんですけれども。

○議長（原田）福祉課長。

○福祉課長（窪地）例えば、今、障害者の福祉協会の話をいたしましたけれども、個々の障害をお持ちの方々がそれぞれ町からの情報をもとに手をつないでいくという形の多分要望だと思うんですが、先ほど来議会でも出ておりますように、個人情報の問題もございます。ここらあたりの中で、町から実態の把握はしておりますけれども、個々の障害の状況の情報を皆様にお出しするということはしておりませんので、あくまでも個人個人の活動の中で連携・連帯をとっていただきたいというふうに考えております。

○議長（原田）岡田議員。

○4番（岡田）個人個人の中の連携・連帯がなかなかできづらいから、町として何かそういうふうな支援ができないかということなんです。例えばいろいろな勉強会をしたいという場合に、何人かおられるんでしょうけれども、その中でどなたがおられるかというのがよくわからないから、例えば町の広報なり何なりにそういうことが出せないかということなんです。例えばの例なんですけれども。

○議長（原田）福祉課長。

○福祉課長（窪地）先ほど身体障害につきましては身体障害者福祉協会があると申しましたけれども、そのほかに知的の関係では父母の会、それから精神保健の関係も最近そうした会ができたというふうに聞いております。各個別の団体の活動内容については、団体から依頼があれば、広報等に活動の内容を掲載するようにしております。

○議長（原田）岡田議員。

○4番（岡田）ぜひともこういうような依頼があったときは、ほかの活動の内容というか、そういうふうなものも載せてもらって、連携をして進めるようお願いいたします。

それと、後期高齢者の問題なんですけれども、擬制世帯というんですか、これはなかなかわかりづらいというか、結構おられると思うんです。ダブるといふか。そういう世帯というのは把握していないということなんですけれども、保険料を徴収される場合、極端に言うたら、二重に払う人が出てくるような可能性もあると思うんですけれども、その辺のところはどういうふうになっているんですか。

○議長（原田）高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（加藤）国保の場合は世帯課税ということで世帯主さんに行かれると。後期高齢者の場合は個人単位で保険料が行きますので、国保と後期とで同じ世帯主さんがダブった場合にはそういうことになると思うんですが、これは国保時代でも、ご夫婦であればお2人を足したものが世帯主に行かれておったので、それは変わらないんじゃないかと思うんですけれども、軽減の対象として世帯とか個人とかは抽出がシステム上でできませんけれども、軽減対象としましては全部で900名ぐらいの方が軽減対象になっております。約40%なんですけれども、その中の内訳ということは把握ができないということでございます。

○議長（原田）岡田議員。

○4番（岡田）いわゆる国保で言う世帯主と住民基本台帳で言う世帯主、それぞれ意味合いが変わってくると思うんです。例えば夫が後期高齢者に移り、妻が健康保険に残った場合、そうしたらご主人は後期高齢者で保険料を払っても、妻もだんなさんの名義の健康保険を払うようになるわけで、奥さんはだんなさんと自分の分を二重に払うような格好になるわけでしょう。

○議長（原田）高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（加藤）今の中で言いますと、ご主人さんの方は後期高齢者でご主人さん分をまず払っていただいて、国保加入の奥さん分は奥さん分の保険料だけを世帯主でありますご主人の名義でお支払いをいただくということで、ダブっておるということではないと思います。

○議長（原田）岡田議員。

○4番（岡田）だから、奥さんはご主人の名義で払うわけでしょう。だんなさんはだんなさんの後期高齢者の方で払うから、だから、1人の人が2人払うということになるんですよね。

○議長（原田）高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（加藤）それは後期が始まる前の国保時代でも、国保の中にご主人さんとお母さんがおられて、お2人分を計算したものをご主人さんが払われておったということなので、額的には多くダブるといえるか、余分なものが足されて払うという感覚ではないと思うんですけれども。

○議長（原田）岡田議員。

○4番（岡田）そういうふうな場合、いろんな均等割の軽減措置があると思うんですけれ

ども、これも均等割は、判定委員会というんですか、そういうのがあって、そこで軽減するかどうかというのをすると思うんですけれども、そのときに軽減措置は受けられないというふうに今はなっておると思うんですけれども。

○議長（原田）高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（加藤）均等割の負担軽減の判定は、独居の方であればお1人ですけれども、世帯にご夫婦がおられれば、このお2人の所得を合計して、年金であれば7割軽減が168万円、5割軽減が192万5,000円、2割が238万円、そこを基準に額を計算して軽減対象を特定するということです。

○議長（原田）岡田議員。

○4番（岡田）いわゆる擬制世帯、擬制世帯主なんですよね。こういう方がどうしても制度上出てくるわけなんですよね。特に国保からこっちに移行した場合。そのことを言いよるんですけれども。そういう方が、後期高齢者制度ができたから移行したらダブる部分というんですか、そういう部分がどうしてもあると思うんです。それで、例えば世帯主を変えればいいんですけれども、なかなか世帯主の変更というのは、できるのはできるんですけども、実際にした人というのは物すごく、説明なんかがなかなか難しくてできない、した人そのものが少ないということなんですけれども。だから、今そういうふうな世帯の方がよくわからないと言われたんですけれども、実際にそういうふうな方がおられるんです。制度上そうなっておるから、それは少ない数じゃないと思うんです。特に、息子さんが働いておられてほかの健康保険に入っておられて、高齢者というんですか、お父さん、お母さんが後期高齢者の方へ移られた場合、そういうふうなときに擬制世帯、擬制世帯主というのがどうしても出てくるわけなんですよね。そういうふうな方の税の免除というんですか、そういうのがどういうふうな、実際本当は免除を受けられるんですけども、制度上わからないからほうっておかれるという、そういう方というのは少ないことはないと思うんですけれどもね。そういう世帯というのは把握できると思うんですけれども。

○議長（原田）高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（加藤）後期高齢者医療制度についてはあくまでも単独なのであれですけれども、国保等によっては、今、議員さんが言われたように、世帯主を変えることもできるとか、できないとかということが、難しいんでしょうけれども、あるんだと思うんですが、後期高齢者医療制度からの回答としましては、そこら辺について回答できるよ

うなものがないということが現実なので、これについてははっきりとこれは軽減するか、しないとか、どうこうという回答にはならないんですけれども。

○議長（原田）岡田議員。

○4番（岡田）これは制度上、この後期高齢者の制度が何か変な制度なわけで、厳密に今の国保との関係、そしてほかの扶養されておる人の関係みたいな感じからいったら、どうしても擬制世帯、擬制世帯主というか、そういうのが出てきて、減免を受けられるはずなんだけれども、そういうふうな関係で受けられないという方が必ず、それは少ない人数じゃない方がおられるはずなんです。そういうふうな方を把握できんというのがなかなかおかしいと思うんですけれどもね。だから、例えば県の広域連合なんか、そういうふうなのでも本当にわからないんですかね。これはちょっと問題だと思うんですけれどもね、わからなかったら。

○議長（原田）高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（加藤）法定軽減の今の7割、5割、2割の、5割と2割については今の世帯の所得の合計という基準というか、計算式がありまして、5割が世帯主を除く被保険者の収入の計、2割は世帯主も含めた被保険者の計ということで、その世帯を抽出するデータを入れて、業者にそういうお金を払ってセットすれば、それは可能だという回答ではありましたが、ここでお金を投入してそれを出すということが広域ではできないということなので、今この数字についてはお示しできないという回答をさせていただきます。

○議長（原田）岡田議員。

○4番（岡田）今ここでできないと言われたので、後日でもできるのはできるんですね。そういうふうな方を調べて、例えば海田町でそういうふうな方が何人おられるかというのは。

○議長（原田）高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（加藤）この保険料の賦課とか軽減は広域連合が行っておりますので、そこへ照会しますと、これは新たに費用を払って抽出する、それを引き出す作業をすればできるんだけれども、それは勘弁してほしいという話だったので、そういうことでございます。

○議長（原田）岡田議員。

○4番（岡田）費用がかかるということなんですけれども、この問題は、何回も言うんで

すけれども、結構おられるんじゃないかと思うんです、こういう方は実際に。実際に今、相談件数は10件ぐらいだと言われたんですけれども、たった10件どころじゃないと思うんです。普通に考えても、こういうような世帯というのはいっぱいおられると思うんですけれどもね。こういう方の中で、本来だったら世帯主の名前を変えたりしたら受けられるんですけども、今そのままだから減免を受けられないというふうな人はおられると思うんですけれども、何かこの辺のところを何とか町として把握というか、そういうふうな努力をしてほしいんですけれどもね。

○議長（原田）高齡福祉課長。

○高齡福祉課長（加藤）これを全部手作業で抜き出すということは、数としては出るかと思うんですが、ただ、それで県で統一しております保険料計算軽減にそれで影響が出るかという、それはちょっと無理ではないかと思しますので、広域連合自体でそういうものをまずは軽減とか減免とかするというところで、そういうシステムをつくるか数が出せるとかという方向へは、今のところはそういう考えはないということなので、今後、国等でやる制度の見直しでありますとかいろんな軽減の中でそういうものが入ってくれば、それは可能であるとは思いますが。

○議長（原田）岡田議員。

○4番（岡田）私もこの問題はいずれどこかでまたそういうふうなことで出てくると思うんです。だから、なかなか難しいと言われるんだしたら、それはできないと言われるとそうなんでしょうけれども、でも、制度上どうも納得がいかなるところが私としてはあるんです。この医療制度そのものがどういうふうになるかまだわからないところがあると思うんですけれども、ちょっとよくわからないところがあるわけなんですけれども、今回は、またいずれこの問題が出てくるとは思うんですけれども、そのときにまた言おうかと思うんですけれども。このたびはこれで終わりたいと思うんですけれども。

先ほど一番最初の被爆証言のことなんですけれども、何回か言いましたけれども、やはり学校教育の場としては、せつかく町民の人が寄せられておるわけですから、こういうふうな貴重な体験集というんですか、こういうふうなのは学校教育の場で活用して、再び核戦争を起こさない、そういうふうな立場で学校教育というのもお願いしたいと思えます。以上で終わります。

○議長（原田）この際、暫時休憩をいたします。再開は14時40分とします。

~~~~~○~~~~~

午後 2 時 2 2 分 休憩

午後 2 時 4 0 分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（原田）休憩前に引続き本会議を再開いたします。

一般質問を続行いたします。13番、前田議員。

○13番（前田）13番、前田です。

まず、町長の副町長問題についてお尋ねいたします。副町長問題が起きてからはや9カ月になろうかとしております。また、副町長の処分決定からも半年近くにもなろうかとしております。みずから任命責任者として、その責任は私町長にあるということで、裁判の判決が決まり次第、処分を考えるということでありましたが、いまだその処分がなされておられません。過去2度の処分として議会に提出されておりますが、処分内容があいまいということで否決されております。その処分はみずからを律するものであり、厳しいものでなければならぬと思います。中途半端な形式だけのものであってはならないと思います。何度かこの場所でも申し上げておりますが、町民の声の一部として、報酬の50%カット1年、あるいはまた30%1年間という声が随分あります。私も何度か言いましたが、20%1年ぐらいの処分が必要かと思っております。2カ月、3カ月ぐらいの形式だけの処分ではなく、身に焼きつくような処分でないで処分ではないと思いません。既に2度の否決から、臨時議会、定例会と、この9月で3度目の議会になりますが、いまだその処分が議会に提出されておられません。今回の提出議案の中にもありません。副町長の判決決定後相当の日数が過ぎているが、みずからの処分はどうするのか、また、副町長の処分決定後ということではありますが、なぜ早く処分をしないのか、お尋ねいたします。

また、先の健康ウォーキングにおける注射針の使い回しもその処分に含まれると考えますが、町長はどのように考えているか、尋ねるものであります。

さらにまた、町民より、町長の副町長問題に関する処分はどうするのか、うやむやのうちに終結させるのかという声も聞かれます。町長に対する町民感情もよくないと思えます。このことに関し、町長はどのように答えるのか、一日も早く町長の処分を行うべきと思いますが、これについて町長の考えをお尋ねいたします。

次に、循環バスについてお尋ねいたします。この件についても過去何度か、国信2丁目、三迫3丁目にもバスを走らせてほしいという声もありますということでお願いして

おりますが、その声を無視するかのようなことで、現行の大型バスで運行されております。私は15人乗り程度の小型車両での運行でいいのではないかと考えてきておりますが、一向にその声を聞き入れられる気配がありません。ただバスが大きいとか、1便の利用者が17人ぐらいとかという愚かな答弁に終始しております。再度町長の考えを尋ねるものであります。

さらにまた、運行ルートも既設の路線バスと競合しており、運行開設時の説明にもありましたが、高齢者の利便、健康弱者の救済というのが目的であるとの説明でありましたが、今言いましたように、ルートも既存の路線バスと競合しており、何らの検討される気配もありません。のんびんだらりと同じルートの運行、すなわち路線バスと、繰り返しますが、競合したルートに終始しております。無駄以外の何物でもないと思います。その上さらにまた過疎バスの助成とかということで多額の補助金を路線バス運行に補助をしております。巡回バスの乗客だけでは運賃が足りないということで、現在の巡回バスには年間約1,400万円もの多額の出資をしております。さらに、利用者が1回に払う100円の利用料金を合わせれば、年間2,000万円近くの巨額にもなるのであります。全くの無駄であると考えます。運行開始前の説明の中で小型車、すなわち15人乗り程度の車両でも、左・右両回りを同時運行としないか、そうすることにより1台600万円ぐらいならば運行可能であるということも言ってきましたし、そういう業者もあるということで何度か質問してまいりましたが、一向に聞き入れられる気配がありません。そこで、今申し上げました路線バスと競合しない、町民ができるだけ便利よく公平に利用できる利便性のあるルートとして再検討する時期にあると考えますが、町長はどのように考えるかをお尋ねいたします。

次に、町長の政治姿勢についてであります。まず、8月18日の全員協議会においてまちづくり条例案の説明がありましたが、このたびの議会にはこの議案を提出されておられません。必要な条例であるならば、全員協議会も開いて説明したのでありますから、なぜ今回の議会に提出されなかったか、その理由をお尋ねいたします。そのようなまた中途半端な考えのもの、すなわちどうでもいいというようなものをつくろうとしているのか、提出しなかった理由を重ねてお尋ねいたします。

また、全員協議会の開催に当たり、町長、企画部長、課長、その他担当職員等、多くの職員が出席します。何の意味もないものにかかる経費も相当な額になろうかとも思います。このような無駄をどう考えているのか、町長の考えを尋ねるものであります。

さらにまた、海田市駅バリアフリー化にしても、昨年8月25日に私どもが東京陳情ということで国交省の鉄道局長の答弁を得て、即海田市駅のバリアにかかるといふ答弁をいただいておりますが、いまだに何ら着工されておられません。昨年度の末にも補正予算で設計等を計上されておりますが、どのようにしておられるのかを尋ねるものであります。

次に、庁舎の建設問題についてであります。先ほどの政治姿勢、こういう中でも尋ねておりますが、町長のでたらめをここであわせて重ねてお尋ねいたします。まず、町長の希望で3地点の候補地の、無作為抽出による2,000名ぐらゐの町民アンケートですが、この調査を実施いたしました。その中で、そういうアンケートをとりながら、一方で町長が署名集め等を行って、その出てきた署名に対し、町長は尊重するとかいろいろ、真摯に受けとめるとか発言されております。アンケートの意味等がないのではないか。今後そのようないろいろな署名が各地区から出たときにすべての署名を真摯に受けとめるのか、尊重するのか、それについての考えをお尋ねいたします。

また、海田中学校プール跡地にしても、これも委員会でも尋ねておりますが、中学校プール跡地を候補地に挙げると、中学校用地すべてを広島市が買い取りを求めるのではないかという質問に対しても「そのようなことはありません。プール跡地だけで決着がついております」といふ答弁でありましたが、8月18日の庁舎建設特別委員会において、現在広島市と、弁護士を入れて協議中であると。要するに、あとの校地部分についても、3分の1、広島市の持ち分についての買い取り、あるいはまた設立時の組合立の契約書の有効性について弁護士を入れて協議中であるとか、有効性がどうかということが議論されております。全くのでたらめというか、全部公有地の広島部分の買い取りを請求されたときには巨額になるというか、そういう大きな問題を残しておる土地を候補地に挙げる、でたらめのことではないかと思ひます。また、駅前用地にしても、これも8月18日に提出されております書面によって、現在利用されておる倉庫で働いている従業員が五、六年で定年になるので、それまで待つてほしい、こういうようなことになっておるので、役場庁舎建設に時間的に非常に無理が出てきたのではないか、このように思ひます。今申し上げましたように、審議しても無駄な土地に無駄な経費をかけて審議しておる。先ほど来、町長の政治姿勢の中でも言ひましたが、無駄なことの連続であります。そしてまた、現庁舎隣接近隣地の地主さんに用地売り渡しの意向調査をお願いしてはどうかということも尋ねましたが、これもまた、場所の決まらないうちからその意向調査をすることはできないということで、その気は全くないという答弁であります。いず

れにいたしましても、どの用地もその庁舎建設の町長が希望される時期までの審議には間に合わないということでもあります。繰り返しますが、中学校プール跡地は全校地を含めての買い取りあるいは有償による貸借の要望が出ておる。駅前にしては五、六年待たないとその売買云々が決着がつかない。近接地、近隣地については交渉する気は全くないということでもありますから、今までやってきた庁舎建設特別委員会の意味はどこにあるのか、こういうことになるわけで、無駄以外の何物でもないものを進めておるのではないか、このように思います。町長の考えをここで尋ねて、以上お尋ねするものであります。

○議長（原田）町長。

○町長（山岡）前田議員の質問に答弁をいたします。

1点目、2点目、4点目の町長の処分についてでございますが、任命責任者として責任をとることに異存はありません。しかしながら、内容、時期等について苦慮しておりました。熟慮の結果、今定例議会に私の給料の減額の条例案を追加提案させていただきましたので、よろしくご審議いただきたいと思っております。

3点目の健康ウォーキングの注射針使用問題につきましては、町広報、ホームページ等を通じて町民の皆さんにおわびをしておりますので、改めての処分は考えておりません。

続きまして、町内循環バスについての質問ですが、まず、1点目につきましては、国信2丁目への運行は3月議会で再度ご提案がありましたので、7月に海田町町内循環コミュニティバス利用促進検討会議を開催し、検討したところです。その中で、三迫3丁目へのルート延伸も含め、小型バスによる運行の適否についてご議論いただいた結果、国信2丁目への運行等は次の理由で適さないとの結論に達したものです。その主な理由でございますが、今までの利用実績から、小型バスを最低でも2台は運行させる必要があることから、運行コストが大幅に増加するという問題と、警察が交通安全上の観点から、国道2号から国信2丁目方面への右折を認めないため、ルートが複雑になるほか、運行サイクルが長くなるという問題があるためです。

次に、2点目につきましては、現在の運行ルートは芸陽バスや警察との協議、さらには海田町町内循環コミュニティバス検討委員会の意見等を踏まえ、可能な限り既存のバス路線との競合を避けながら定めております。したがって、部分的に畑賀線など既存のバス路線と重複する箇所が見られますが、やむを得ないものと認識しております。

3点目につきましては、ご指摘の便は循環バスの第1便と同じ時間帯に運行している芸陽バス畑賀線のことを指しておられるものと思いますが、競合するのはこの1便だけであり、かつ、旧道を通る畑賀線については、町はもとより国や県においても補助金は支出していないため、問題はないと考えております。

4点目につきましては、町内には複数の既存バス路線があるため、循環バスの目的を考慮すると、既存のバス路線と全く競合しないルートの設定は現実的には困難であるとと考えております。

続きまして、私の政治姿勢についての1点目でございますが、3月議会での議論を踏まえ、修正案について先般全員協議会でご意見をお聞きしたところでございます。その中で、町民と一緒にまちづくりを進めていく上で参画や協働が必要であるとの共通認識はあるものの、いろいろな議論があり、再度内容について検討した方がよいとのご意見を重く受けとめ、もう1度検討することにしたものでございます。

2点目につきましては、これまでも重要な事項や、議会に説明しておいた方がよい案件については全員協議会を開いております。議会の理解を得るという点では、全員協議会が無駄であるとは考えておりません。

続きまして、庁舎建設についての質問でございますが、まず、1点目については、先般新庁舎の位置について海田市駅南口がふさわしいとする署名をいただいたところでございますが、このような署名活動は各種団体の意見などと同様、民意の1つであると認識しております。新庁舎の位置につきましては、今までお答えしておりますように、最終的には庁舎建設特別委員会の意見や町民意向調査の結果を尊重した上で総合的に判断してまいりたいと考えております。

次に、2点目につきましては、佐中議員にお答えしましたとおり、広島市に対して、仮に町営プール跡地が新庁舎の建設用地に決まった場合には共有地を売却していただきたいとの申し入れを行ったところ、市からは協力する旨の回答を得ております。しかし、町営プール跡地以外の中学校敷地については、本町は協定書に基づき引き続き無償使用を主張しているのに対し、広島市は有償による譲渡または貸し付けの意向を示しております。なお、このことについては今までも説明してきたとおりでございます。

3点目につきましては、各候補地ともにそれぞれメリット、デメリットがある中で、町営プール跡地については、広島市との協議過程において、ご指摘のような課題が生じたものであります。今後につきましては、まず協定書の有効性について結論を出し、そ

の後で町営プール跡地以外の中学校敷地の取り扱いについて協議を進めていくこととしております。

次に、4点目に、現在地の場合、地権者が個人の方であるため、候補地が決まっていない段階で地権者に対し仮定の話をする、移転先や将来の生活再建など、いたずらに不安感を抱かせる結果となることから、事前に地権者と交渉することは適当でないと考えております。

○議長（原田）前田議員。

○13番（前田）まず、町長の処分ということで追加で出ておるといことですが、私はこれは、そういうことですから、あえてこれ以上のことは言いません。

巡回バスが国信は入れないとか、警察の許可が出ない、こういうことのようにありますが、一般車両は右折しておるんです。ですから、特にバスが、小型バスということの説明ですが、そういうことで、バスが右折するのはそれは危険であるというようなことには当たらないと思うんです。バスが右折するから危険なので、一般車両が右折すれば危険でないと。それは交渉の仕方が足らんんじゃないかと。国信の2丁目の方については、いろいろ聞きますけれども、団地をかうて行ったときは若かったから、あの坂もつらくなかった、こういうことなんです。今は既にもう40年近くなると相当な高齢になっておるので、下りはもちろん危ないが、上りはより以上にえらいんだと。何とかならんのかと。そういうことで、先ほど来言うておりすまが、町民を同じように扱うべきだろうと。せっかく同じように税金をいただくわけだから。これは過去にも言うておりますがね。三迫2丁目、3丁目、そして国信2丁目の方、何度も言いますけれども、200メートル歩いて路線バスを利用できないのはこの地区の方だけなんだと。三迫2丁目、3丁目、国信の2丁目だけなんだとこと言うておりますがね。ですから、今の特に国信の2丁目について右折が危険だというのがどうも理解しにくいんですが、交渉のしようはあるのか、ないのか。それはただ警察の一点張りでどうにもならないのかどうかということを重ねてお尋ねしたいと思います。

○議長（原田）企画課長。

○企画課長（大久保）今、町長がご答弁いたしましたように、7月29日にコミュニティバス利用促進検討会議を開くに当たって、国道2号から国信2丁目に右折できるのかということで海田警察と協議をしております。その席では、バス、すなわち公共交通機関が信号のない交差点を右折するというのは非常に危険であると。それが定期的に1日6便

も8便も右折するということはもってのほかだということで、門前払いというような形でございます。公安委員会との協議につきましては、路線を定める自動車運送事業の免許申請事案の調査の際における都道府県公安委員会との意見聴取等に関する覚書というもので義務づけられておりますので、公安委員会がノーと言うものに対しては路線の認可がおりないということですので、これは国信2丁目には事実上右折しては入れないというものでございます。

○議長（原田）前田議員。

○13番（前田）今のような、信号がないから曲がれないとかということではありますが、小型化するということになれば、当然ルート、若干オーバーしたとしても、旧道、町長からもありましたが、路線バスと競合しておるのが旧道だけなんだと。そうじゃないんですよ。三迫の方も皆競合しておるわけですが、旧道を真っすぐそのまま走らせて、場合によっては貫道橋まで行って信号を待って右折して、左折で上がればいい。それぐらいの多少のオーバーというか、やっぱり住民サービスを考えたときにそれぐらいの知恵を働かすべきで、公安委員会がだめじゃと言うから即だめで、門前払いを食うて駆けっけて帰ってきたというんじゃない職員として甘いんじゃないかというふうに思うわけですが、それについて再度お尋ねします。

○議長（原田）企画課長。

○企画課長（大久保）先ほど言いました7月29日の検討会議におきましては、今の国道2号から国信への右折ができないということで、貫道橋経由のルートを会議でご提案しております。その結果、貫道橋を回ると距離が伸びるということで、現在の1時間ヘッドの運行が確保できないということと、ルートが非常に複雑になるということで、この2点をもって、このルートは事実上難しいという結論に達したものでございます。

○議長（原田）前田議員。

○13番（前田）頭が悪いので、わからんが、非常にルートがと。「非常に」に引っかかるわけですが、その辺の説明を願いたい。

○議長（原田）企画課長。

○企画課長（大久保）まず、国信の砂走橋から貫道橋まで行きます。それから国道2号を通過して現ルートへ帰ってくると。右ルートならまだ比較的あれですけども、貫道橋から国道2号を通過してまず国信橋まで来ると。それから、国信橋を右折して堤防の道路を今度はまた砂走方面に行く。それから新幹線の下を通過してまた戻ってくるといったよう

な複雑なルートになりますので、時間、距離ともにかかるということで、このルートは難しいという結論に達したものでございます。

○議長（原田）前田議員。

○13番（前田）今の説明は、はっきり言うて全くわからんのね。何を言うておられるのか全然わからんので、これはもう1回聞き直そうかな。その方が、もうちょっとルートをわかりやすく言うてもらわんと、例えば旧道の場合、右回りか、どっちが左回りというのか知らんけれども、駅から出発して旧道を走ってくるものについてはそのまま真っすぐ貫道橋まで行く、こういうことで、今度は逆の、右回りになるのか、左回りになるのか知らんが、総合公園からおりてきたものが国道から一たん右折で国信2丁目に入ると。それが今度は右折で貫道橋まで行って左折で旧道に入ってくる、こういうようなことになるということで、新幹線の下がどうかこうとか、そこがどういうふうなルートをとるのか非常にわかりにくいんだけど、そういうことで論をしておってもしょうがないんだが、もうちょっとそこらを真剣に。先ほど来、信号のないところを右折すると危険なので、公安委員会の許可がおりないと。だったら、信号をつける運動をすればいいじゃないか。簡単なことじゃないかと思うんですがね。ルートの説明も非常にわからないんですが、検討委員会に再度そこらを検討してもっと明確なルートで説明してもらいたい。今の説明では、はっきり言うて、ルートがわからない。それは後の話だけだね。もう1回わかりやすいものを今後出してほしい。

町長の説明の中で、小型バスで右回り、左回り同時にあれすると高くつく、こういう答弁があったんですが、実際にタクシー会社とかそういうところで私が聞く範囲では、年間600万もあれば十分ですよと。なおかつ、1人が1便利用者100円いただけるなら、それは喜んでやらせてもらいますよと、こういうことなんです。だから、2台走らせても1,200万円なんです。現行は1台が1,400万円なんです。さらに100円の利用料を、1便17というたら1,700円あるわけですね。1日8便ですよ、右回り、左回り。そうすると、計算は違いますけれども、相当な額になって、それで年間やったら2,000万円近いものになるんです。1,400万円プラスでね。そこらを考えたときに、小型の方が安いんだろうと思うんです。どうも高くつくというのが理解できないんです。何か言うたら、あんたらの説明ではバスと停留所が一緒になるとか何とかというようなことで、言い逃れみたいなことをされるんですが、タクシーなんかは自由にあちこちでとまってお客さんを乗せたりおろしたり、そういう位置を考えれば、町道の中でそういう停留所を考えていけば、

特別にわざとというか、路線バスの停留所を利用させてもらわんでもいろいろ可能であろうし、それから、検討の中で私はこう言うたこともあるんです。タクシーは町内に限って動くんでしたら、1便500円なら十分送り迎えを出しますよと、こういうことも言うておるんです。日に80便あるんですね。今1便17名が利用で、右回り、左回りで8便あったら、約100人の利用がある。私はタクシーにあれしたときに、1日40便で500円で1便どうですかと言うたら、それだけやれば十分やれますよと。今の計算だと100人ある計算になるんです。そういう検討はなぜしないのかというのは、ここらがね。ただ単に、2台走らすと高うつく、高うつくと言うばかりなんです。実際にどこかタクシー会社とかそういう方と協議というか、交渉したのかどうか、実際。それと、今言うタクシーの運行云々ということもあるんですが、この2つを聞いてみたい。

○議長（原田）企画課長。

○企画課長（大久保）まず、15人乗りのバスにつきましては、芸陽バスに見積もりをとっております。これによりますと、現行に比べ約1,500万円運行費が高くなる。ですから、町の持ち出しが1,500万円ほど高くなるという見積もりでございます。

それから、タクシーにつきましては9人乗りのタクシーについて、これは自動認可運賃の下限というものがございます。これで積算いたしますと、本町の場合は正規の料金では1台当たり6万5,000円、それから、カープタクシーに聞き取り調査いたしましたら、これは平成18年の時点ですが、1台当たり4万6,620円の金額が要ると。タクシーですと、今の利用状況を勘案すると、最低でも3台は使用しなくちゃならないということから、今の負担より大幅に増加するという結論に達しております。

○議長（原田）前田議員。

○13番（前田）話がかみ合わんのですが、もっと真剣にね。私の話とあんたの話と何で違うのか理解できんのじゃが、検討委員会を開くということだから、もう1回再度本当に真剣になって。うわべの話だけではだめなんですよ。しっかり検討してやってもらいたい。

それで、先ほど町長の政治姿勢云々の中で、まちづくり条例というものの説明を全協を開いてやりながら、提出されなかったと。どうなのかと。いろいろ先ほど来、昨日からも出ておりますが、そういう質問の中で、メンバーはどうなっておるのかと言うたら、個人情報とかプライバシーとかで公表できないんだということなんですね。言いかえれば、どなたか知らんが、わけのわからんメンバーでつくったものが条例としてあって、

議会に優先するんだと。どうもこのような説明が理解できないんですが、これはどういうふう理解するか、もう1回説明願いたい。

○議長（原田）企画部長。

○企画部長（永海） これまでもメンバーの公表につきましてお答えいたしておりますように、そのワーキングスタッフ会議の中で氏名の公表についてお尋ねしましたところ、そういった名前が公表されると自由な意見交換ができないというふうなご意見の中で、ご本人たちの承諾が得られなかったというものでございます。それから、何度も申し上げておりますけれども、このワーキングスタッフ会議でできたもので議会のそういった議決を拘束するという話ではなくて、あくまでも意見を聞きながらそういったたたき台をつくるのはこの執行部でつくっていったものを提案させていただくというものでございますから、その内容については議会ですらいろいろご審議をいただけたらというふうに考えております。

○議長（原田）前田議員。

○13番（前田） スタッフ会議かワーキング会議か何か知らんけれども、そこは、名前を言えというんじゃないんです。わからん会のメンバー、どういうメンバーかわけのわからんようなものでつくったものを、それを条例化するところに問題があるんじゃないかと。いわゆる議会に優先するののかということ言うておるんです。これについての考えをお尋ねします。

○議長（原田）企画部長。

○企画部長（永海） 議会に優先するとは考えておりません。先ほどから申し上げておりますように、そういった住民の方のご意見を聞きながら、執行部としての案を作成し、それを議会に提案していくものですから、それは執行部の提案した中身について議会でご審議をいただければというふうに考えております。

○議長（原田）前田議員。

○13番（前田） 何か知らんが、出たり引っ込んだりするんだから、大したものでもない、先ほども言いましたが、いいかげんなものをいいかげんな気持ちで出しておるんじゃないかと。もっと真剣に考えてやってもらいたいということで、次に行きます。

庁舎の候補地で、先ほども言いましたが、中学校の跡地、これは何回も私も言うてきておるんです。広島市にお願いしたときに、校有地の全部の買い取りは請求しないのかと。それは絶対出てきますよと言うたら、いや、そういうことは出ませんと。プールの

跡地だけの買収で、買い取りで決着がついております、内諾を得ておりますというような説明じゃったんですが、なぜ今になって話が変わってきたのか、これを聞きたい。

○議長（原田）企画部長。

○企画部長（永海）前田議員から確かに、第9回目の庁舎建設特別委員会のときだったと思いますけれども、広島市が無償で貸し付けることはあり得ないと。そういったのを含め、全部買収するよう求めてくるので、口頭でなく、広島市と文章でやりとりしてはどうかというふうなお尋ねがございました。そのときに私がお答えしましたのは、いわゆるプール跡地部分の市の共有地部分については有償で買い取ってほしいと。それから、残りの中学校の敷地部分についての今後の取り扱いについて協議をしてほしいということでございました。その次に私からは、広島市から仮にそういう買収を求められるかわかりませんが、当時のそういった瀬野川町と締結した協定書の中に、校地で使用する場合は無料とありますので、町としてはその協定書に則って主張をしていくことになりまうというふうにお答えをいたしております。

○議長（原田）前田議員。

○13番（前田）それじゃったら、今になってその契約書の有効性が云々というふうには話が変わってきたのは、これはどういう理由によるのか、説明願いたい。

○議長（原田）企画部長。

○企画部長（永海）これは広島市の方がその協定書自体に疑義があるという主張でございますから、海田町としてはあくまでもこの協定書どおり、無償で使えるというふうな主張をしておりますから、そういった、今そこの部分について、その入り口の部分について広島市と協議を行っておるということでございます。

○議長（原田）前田議員。

○13番（前田）そうすると、佐中議員やったかな、39億で、そうすると3分の1だから、13億で買い取りあるいは有償での賃貸形式か何かというふうな形で、どっちになっていくかは交渉中ということであったが、買い取りという話になると当然公有地というか、全部の買い取りということになると、この話はなかったことになるというふうに思うんですが、確認ですが、どうですか。

○議長（原田）町長。

○町長（山岡）確かに今、買い取りの問題か、賃貸しですか、今までの協定書の問題を専門家にゆだねて判断をいただくようにしております。そのときにはまた早々に皆さん

方にその条件等をお示ししながら議論をいただきたい、こういうふうに思っております。

○議長（原田）前田議員。

○13番（前田）その建設用地で、建設の特別委員会において過去3度、町長、この時期までにやってください、結論を出してくださいというのであなたは言うておられるんです。3回も、いつまで、いつまで、いつまでと言うて、たびたびに延びておるんです。今度は、今言われた中学校の用地がそういうことで、恐らく大きな問題、私もこう言うておりますが、そういう瑕疵ある用地というか、候補地、そういうものは、これはだめなんじゃないかと。はっきり言うと、だめなんだ。それで、先ほども言いました駅前、いわゆる千葉倉庫用地、これも8月18日、特別委員会で文書で出ております。五、六年待つてほしいということですよ。だが、これは、五、六年待つてというのは最初からあった話だったと。今降ってわいた話ではないんだと、こういう話なんです、どうなんですか、確認します。

○議長（原田）町長。

○町長（山岡）確かに駅前の用地につきましても以前から千葉さんとJRに対してのアプローチはずっとしてまいりました。しかし、駅前でやる場合には最低どのぐらいの日にちがかかるという逆算の日数を計算して、できれば早く結論的に出していただきたいということで何度も申し上げたわけですが、昨日からもいろいろ話しておりますけれども、庁舎移転の問題は連続立体交差の事業でございます、今現在、海田町も駅前の近くから全部解体して買い取りを県の事業としてやっていただいておりますが、六、七年のおくれが県の方ではっきり出ているのが現実でございます。そうした中で、先般も府中町の町長とも話したんですが、1年間おくれたら経費がどのぐらいか、県の方へ文句を言うてやろうじゃないかというふうな、共同で一緒にやろうという話も出ております。そうした中で、今ご指摘のような中学校の問題も、我々としたら、できたらプールの跡地だけで解決できたという望みを持っておったわけですが、やはり市としても言い分もあるし、そうなれば、専門的な分野でひとつ協議をいただいでご指示をいただいたらいいというふうな判断で、現在のところは非常に難しい状態じゃないかというふうに思っております。

○議長（原田）前田議員。

○13番（前田）ということは、先ほども言いましたが、中学校跡地候補地、駅前、千葉倉庫跡地候補地、これもはっきり言うて、だめなんじゃないかと、私はこういうふうに

考えるんです。だから、先ほども言いました、3回時間を切っておられるんです、あなたは。今回またそういうことで時間のいわゆるタイムリミットというのか、訂正せにやならん状態になっておるわけ。一体全体というのか、実際どの時点がリミットなのか、もう1回、また延びるんじゃないけれども、現時点ではどうなのか。その時点が来ればまた延びるんじゃないかと思うんです。その時点が来ればまた延びるんじゃないか。7年延びたというのは最初からわかっておるので、これは別の話で7年。だから、あなたの言われるのを単純に聞くと14年延びたのかと、こういうふうになるんですが、実際はどうなんですか。簡単なタイムスケジュールを聞きたい。

○議長（原田）町長。

○町長（山岡）確かにご指摘のように、非常に我々としても残念な状況が今続いているわけですが、再三再四、この前の特別委員会でも話したように、県の都市局長にも行くたびにいろんなお願いをして、副知事とか県知事にも直談判もしております。しかしながら、そういう1つの具体的な案と申しますのは、賠償の金額がはっきり出てきていないのが状況でございますので。行くたびに何遍も言われるので、この間もある会で行ったら、また文句を言いに来たんかというぐらい県の方も言われたわけではありますが、とにかくそれが先決と申しますか、先に例えば15億とか10億とかそういう数字を出していただくことが先決でありますし、それと並行して特別委員会で協議いただくことをドッキングして、できるだけ一日も早く方向的な決定をしていきたい、こういうふうに考えております。

○議長（原田）前田議員。

○13番（前田）時間的なことを聞きたいと言うたんよね。3年延びるじゃ、7年延びるじゃ、五、六年延びるじゃら何じゃらわけがわからん。というのは、もう1回繰り返しますけれども、中学校跡地も大きな問題が出てきた。千葉倉庫の用地としても五、六年待ってくれ、現従業員が定年になるまでどうにもならないんだと。そうすると、言われておるのは、あなたは6月までに結論を出してくれと、こういうのもあったんです、6月30日。遅くとも9月議会までに出してほしいと。今なんです。これも時間切れなんです。先ほども言いましたが、無駄な審議をしてきておるわけです。せっかく庁舎建設の特別委員会をつくって、過去何度も10何回も開いて、次また9月17日じゃったかな、開こうということで案内は来ておりますが、候補地が決まらないんです。無駄な審議をするだけなんですよ。そういう瑕疵の問題、中学校跡地はそういうことで、すぐ13億、も

しかするとそっちの方に話が進んだら、これは話が進まないということで、先ほども言いましたが、なかったことになるんじゃないかと思うんです。だから、候補地としてはだめなんです。じゃ、千葉倉庫、五、六年待ってくれと。五、六年待ったら、その後の話はどうなってくるのか。それじゃ、近隣の隣接地を交渉したらどうなのかと言うたら、仮の話はできないんだと。全部だめなんですよ。無駄なことをやっておるんです。それを聞きよるんです。だから、どこまで引っ張れるのか。6月まで出してください、遅くとも9月議会に出してくださいと。今なんです。部長、頭をかしげることはないんです。そういう答弁を委員会でやっておるんです。9月は今なんです。6月30日まで日限を切って、最悪でも9月と言うて、何回も同じことを繰り返しますがね。今度どれだけ延びる、どこまで行ったら結論が出るのか。だから、やるのが無駄じゃないかと言うておるんです。そのたびに町長以下あなたたちが出て説明されるんですよ。中学校跡地がああです、こうですと、先ほども企画部長は言われたでしょう。答弁したって無駄でしょう。そういうことは私どもは事前に予測しておるんです。こういう事態が起きませんか。起きませんと言う。今度は文章で出た、こういうことになりましたと。情けない話なんです。だから、無駄の繰り返しなんだと言うておるんです。だから、特別委員会も解散すればいいですよ。どうなのか、そういう無駄なことをまだ続けるんですかと。だから、いつまで時間が、尻尾がどうなんですかとと言うておるんです。ちょっと言い方が悪いのかもわからんが、やっぱり尻尾が要るんですよ、そういうふうな審議をせいということは。それを聞きたい。

○議長（原田）町長。

○町長（山岡）確におっしゃるように、ある程度一定のところまで結論を出して進めてほしいと。昨日も佐中議員から話もございました。しかしながら、特別委員会でも何度も私も話しておりますように、庁舎の移転とか建設とかというのは本当に町が50年に1遍か以上の非常に大きな大事業でございます。そうしたことからいって、この場所の問題とか、機能の問題とか、あらゆるいろんなことで皆さんから提案をいただきながら並行して検討しておるわけですが、以前にも話したかもしれませんが、特別委員会とあって、前に私が議員になりたてのときに文化センター特別委員会というのを立ち上げて、本当に何回か、東北から瀬戸田から岡山から、相当な金を使って研修をしてやったが、結局ほごになっておる。駅前の方へつくりたいということもあった。これも何回か皆さんにお示ししておるわけですが、今、お互いに我々もあらゆる手を使って努力をしておるわ

けでございますので、その中で何かいいものを見出して皆さん方にお示しするものができるだけ早くしたいし、また、駅前の開発問題も、今日も久留島議員から駅前の開発でどうかということもありましたが、これも都市計画決定の変更がこの11月に県で審議をいただきます。そういうことを含めて皆さん方にまたお示しすることが早くできれば一日も早く決定していきたい、こういうふうに思っております。

○議長（原田）前田議員。

○13番（前田）何か問うておることが出てこんのじゃがね。どうもならんけれども。どうも今の話だけを聞くと、多少のことはしようがないんだというふうに聞こえるわけよ、町長。わかりやすい話が、千葉倉庫のときにすばらしい絵、168万円だったかな、パースができておるんですね。実際問題、私も前に提示されて慌てて引っ込められた、こういうのがあるんです。どうも、無駄はしようがないんだ、無駄をやってくれというふうにししか聞こえないんです。私が聞いておるのは時間なんです。いつまでにその結論を出してどうするんですかと言うておるんです。186万円使うて無駄な絵をかいてどこかのごみ箱へ捨てた、無駄はしようがないんだよと。何かやるときにバツハホールを見に行つてどうか、そんなことを聞きよるんじゃないんですよ、町長。待てるのか、待てるのか。あっさり、だから、平成20年までのどこかでだめだから、平成25年まではいいんですよ、平成30年まではいいんですよと、こういう話が聞きたいと私はさっきから言うておるんです。186万円もそのうちの1つ。事実やられたんですから、186万円。あの絵はどこへ行ったんですか。尻尾は出んのですか。言うてもしようがないが、できるのなら、それが聞きたい。そうせんと、庁舎建設の特別委員会、無駄なことの繰り返しなんです。先ほども言いました。町長以下、部長、課長がいっぱい出てくるわけです。そのたびに皆さんには給料を払うんですから。それは無駄なことをやっておるだけなんだ。6月までやってくれ、最悪でも9月議会に間に合わせて位置の決定をしてくださいと。これはあなたが言われたんです。それを今になってまた五、六年はしようがないんだ、無駄はしようがないんだと。結論が、時間が出てこないんです。出んのですか。再度、これは3回目を言うんですが、もうここでやめるけれども、どうなんですか、それを聞きたい。

○議長（原田）町長。

○町長（山岡）先ほど申し上げましたように、県としての事業でございますので、とにかく議会でもそういう厳しく攻められておるといことも何回も言うておるわけですが、

再度この議会が済み次第県へ行きまして、ある程度の指針を出していただくようお願いしながら、早く皆さん方にお示しできるようにしたいというふうに思っております。

○議長（原田）次へ参ります。6番、渡辺議員。

○6番（渡辺）6番、渡辺善隆です。2点について質問をさせていただきます。なお、2点目の②につきましては西田議員、多田議員からも質問がありましたが、違った角度から質問をさせていただきます。

1、「ちょっと困りごと」支援サービスの導入について。超高齢化社会を迎える中で、高齢者向けのサービスの充実は大きな課題となっております。そうした中で、介護保険サービスのような大がかりなサポートでなく、高齢者のみの世帯の人や障害者のみの世帯の人を対象に、日常生活のちょっとした困りごとに対応する支援サービスを導入してはと考えます。高齢者や障害者の不安を解消し、地域で安心して自立した生活を支援することを目的に各地の自治体でも推進されております。本町でも導入するお考えはありませんか。

2点目に、ふるさと納税について。ふるさと納税制度は、ふるさとに貢献したいという納税者の思いを活かすため、4月30日の改正地方税法成立に伴い導入されました。この制度の特徴は、寄附者が寄附先の自治体を自由に選べる点です。地方自治への意識を高め、財政難に悩む自治体の活性化対策としての効果が期待されております。そこで、次の点についてお伺いたします。

①導入されたばかりですが、現状はいかがでしょうか。

②今後、税収アップに向けて寄附を募るためには海田町の知名度アップやアピールをしていく創意工夫が必要と考えますが、どのような取り組みをされるお考えでしょうか。以上です。

○議長（原田）町長。

○町長（山岡）渡辺議員の質問に答弁いたします。

まず、「ちょっと困りごと」支援サービスの導入についての質問でございますが、高齢者や障害者の方々の日常生活におけるちょっとした困りごとに対する支援は、在宅生活を営む上での不安解消には有益なことであろうと思います。そのため、町といたしましては、こうした方々へのサービスとしてホームヘルプサービス事業を実施し、部屋の掃除、洗濯や買い物、ごみ出しといった軽易なものについても対応しているところであります。また、シルバー人材センターでもこうした方々に家事援助サービス事業を積極的

に展開されており、多くの方々の利用があると聞いております。こうしたことから、町といたしましては、現行制度の中で対応することとし、ご提案の「ちょっと困りごと」支援サービスを新たに導入することは今のところ考えておりません。

続きまして、ふるさと納税についての質問でございますが、1点目につきましては、現在のところ2件10万3,000円のご寄附をいただいております。

2点目につきましては、多田議員にお答えしましたように、「東京広島県人会ニュース」で本町のPRを行い、海田町への関心を高めてまいりたいと考えております。

○議長（原田） 渡辺議員。

○6番（渡辺） 再質問をさせていただきます。まず、「ちょっと困りごと」相談についてですが、現行のサービスを維持して、新たなサービスは考えていないという答弁でございますが、まず、ちょっとした困りごとの内容、これは全国的に進められておりますところを紹介しますと、まず、大体75歳以上の高齢者だけの世帯、もちろん障害者だけの世帯も含まれますけれども、それを対象に相談を受け付けまして、日常生活のちょっとした困りごとで、1時間以内で解決できるものであって、また、それには専門技術を必要とせずに、また緊急性、持続性のないサービスを行うもので、例えて言えば高いところの電球の交換、それから重い家具の移動、あるいは荷物の上げおろし、そして大型ごみ等の搬出、こうったことの手伝いをしまして、一応これは利用料を払って行うような提案です。そしてまた、そのためにはやはりこの事業に賛同していただける活動協力員、これを町民から募集して、この方には事前に登録をさせていただいておきまして、要望により活動するもので、もちろんこの活動費というのは利用料プラス町の負担金、これを充ててやっていると。このようにして町民の協力を得て解決の手伝いをする支援サービスですが、そういうことも今後ますます高齢化が進展する中では必要になってくると思うんです。そういうことで、今後再度検討するお考えはないでしょうか。

○議長（原田） 福祉保健部長。

○福祉保健部長（内田） ちょっとした困りごと相談の関係でございますけれども、現在、町といたしましても、介護保険の対象とならない方に対しましても町単独で家事援助サービス等を行っています。また、先ほど町長から答弁がありましたとおり、シルバー人材センターにおきましても、先ほど言われました本当にちょっとしたこと、例えば犬の散歩、猫の世話、あるいは資源ごみを出すこと、その当番の代行、あるいは花の水かけとか、また換気扇の掃除関係の事業もやっております。いろんな市町において取り組

みがあるかと思えますけれども、本町においてはシルバー人材センターが、先ほど議員ご提案の事業についても同類の類似した事業をやっていると思っておりますので、ここ等も十分活用していただきながらサービスを受けていただければと思っておりますので、現段階では新たなこのような支援サービスについては導入することについての考えはありません。

○議長（原田）渡辺議員。

○6番（渡辺）それでは、2点目のふるさと納税についてですが、既に寄附があったということですが、まず、この制度は各個人がそれぞれどこへ入れるかは、これは個人の裁量となっておりますので、海田町に入ってくる予定もありますが、逆に出ていく可能性も十分に考えられます。そういうことから、PRは大切なことだと思っております。本町の場合は、明日を担う子どもを育てる事業に活用することを示されて寄附金を募られております。大変大事なことだと思っております。しかし、少しでも多くの寄附を獲得するためにはこの複数の寄附の使い道を示されて、寄附をする人がその中から施策を選ぶ方式を採用されてはと思っております。例えて申しますと、寄附の使い道として、高齢者支援事業などの施策を加えることによって、海田町出身で他の自治体に住んでいる方は「両親やおじいさん、おばあちゃんがこのような支援を受けているのか。それなら海田町に寄附をしよう」と思ってもらえるようなPRになると思いますが、その辺についてそのようなお考えはありませんか。

○議長（原田）財政課長。

○財政課長（臼井）ふるさと納税の使い道につきましては、先ほど議員さんが言われたように、他の市町では幾つかの事業を掲げて、これについてこの使途に寄附をさせていただきますよということを選択するような方式をとっているところもございます。海田町においては町長も常々町の方針として出しております子育てしやすいまちづくりというのが最大のテーマでございますので、今回はふるさと納税の使い道につきましては子育て支援のための事業に限定させていただく。子育て支援の事業といいましても、中身は各種いろんな事業がございますので、そこらに充当させていただきたいというふうに考えております。

○議長（原田）渡辺議員。

○6番（渡辺）それと、これから、今始まったばかりなので、今後のことになると思いますが、これは広島県でもやっておられるんですが、広島県で県知事、市長、町長

による推進協議会というのを設置されて、正月やお盆の帰省シーズをPR月間にして力を入れるように、これはこうした提案を海田町から発信されてはと思いますけれども、そういうお考えはありませんか。

○議長（原田）企画部長。

○企画部長（永海）このふるさと納税に対する取り組みというのは各県でもまちまちでございまして、広島県については先般の新聞ではございませんが、各市町の取り組みに任せるといふうなことで、県として取り組むようなお考えはないようでございます。

○議長（原田）12番、崎本議員。

○12番（崎本）12番、崎本でございます。まず、町長の責任でございますが、副町長の件では追加議案で出されたので、今後、町長を先頭に執行部の皆さんと信頼回復に一生懸命努めて、私らもできる限り応援しますので、町民のために頑張ってください。

2番目に、新庁舎建設についていろいろと地権者との協議内容が変わっていますが、ほんまのところはどのようになっているか、問うものでございます。

○議長（原田）町長。

○町長（山岡）崎本議員の質問に答弁をいたします。1点目につきましては理解をいただいたものと思い、2点目から答弁をさせていただきます。

今までお答えしておおり、まず、現在地につきましては、個人の方に仮定の話をするのは適切でない判断し、これまで地権者との協議は行っておりません。次に、町営プール跡地につきましては、広島市から協力する旨の回答をいただいております。しかしながら、町営プール跡地以外の中学校敷地の取り扱いにつきましては、本町と広島市との間で協定書の取り扱いについて考え方に相違がありますので、協定書の有効性について結論を出した上で協議を進めることとしております。続いて、駅南口につきましては、まずJR西日本の意見としては、現在のところ土地利用について独自の考えはなく、民間による共同建物建設事業への参加について事業の実現性が高いものであれば検討してもよいとの考えのようでございます。次に、千葉物流倉庫の意見といたしましては、公共的な施設が誘致されるのであれば協力するというお考えであります。今後、五、六年で現在の従業員のすべてが定年となるので、できればそれまでは倉庫業を継続したいとの気持ちをお持ちのようでございます。なお、庁舎移転候補地が1カ所に決定すれば、地権者とより具体的な協議を行い、実現に向けて努力してまいりたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（原田）崎本議員。

○12番（崎本）私もわからん人間じゃないんじゃけん、何回も何回も言うてもらわんでもわかるんじゃから。今、町長は言われましたね、高架事業は7年おけると公表されましたね。今の町長の答弁ではまた6年延びるような物の言い方でしたが、これはほんまに7年がまた6年延びて、それじゃ、13年延びるということですか。

私は、町長にはっきり言いますが、言われたことには責任を持って。私も一問一答ではいきません、ストレートに言いますから。今まで私があれば、町長が期限を3回延ばされましたよね。これは一家の長たるものがいつまでにやってもらいたいと言われたことを、今度はいつまでもええ、今度はいつまでもええ、今度は県が悪いからどうのと。そういう問題じゃないんですよね、町民に示すのは。いついつまでにはぜひともやってもらいたい、その期日というのは守らにゃいけんのです。だから、町民の皆さんはアンケート調査されて、その結果を公表されて、それがいつ決まるか、あんたらは何をしよるのか、それが町民の意見ですよ。それを、いつまで決め、いつまで決め、庁舎建設特別委員会の委員長も、委員会をやるたびに同じ意見の繰り返しなんです。わしや佐中さんらはもうこういう一緒のことを繰り返し繰り返し言うて、前へ進まんのですよ。だから、佐中さんでも言われるわけです。「町長、最終期限はいつですか」「はい、4月30日です」と。そうでしょう。「次は、最終は3月」「最終はいつですか」「20年4月30日」「ほんまのこと、最終はいつですか」「20年6月30日です」と、これは町長、あなたが言われましたよ。駅南口に対しても最終の期限はそうです。なぜ言われたらそれを守っていないんですか。その期限が切れたら、この候補地は地権者とJRの協議の中で、いけませんよと。そういうふうに努力してくださいと言われたのはおたくらですよ。それをなぜ延ばし延ばし、今の前田さんじゃないんじゃが、6年延ばしたらいつになるかわからんじゃけん。それが今の答弁は何ですか。庁舎というのはいつもいつもできるものじゃないんじゃから、50年に1回、何十年に1回建設するものじゃから、慎重にせにゃいかんと。当たり前のことですよ、それは。だから、私らは、企画部長、よそへ行って、アンケートでもこういうアンケートをしておられますよというて、銭がかからんこういうアンケートを町民の皆さんにしておられますよと、いろいろな意見を述べておるんでしょうが。だから、ころころ意見が変わるんじゃなしに、はっきりとした意見をわかりやすく。今までずっと皆さん聞いておってわかるように、プール跡地でも、広島市はこういうことを言われておりますと。それは私どもはわかりますよ。最初から理解してい

ますから。だけど、ほかの議員さんはわからんでしょう。今日の最初の佐中さんの質問でも、プール跡地は、庁舎の部分だけは買い取ってください、あとは今の買うてもらるか、有料で借りてもらおうかと。最初からわかっていますよ。だから、それに向けてどういう努力をされたかを言われるのならわかりますよ。じゃないでしょう。最初の答弁をずっと今まで、今年の3月からずっとそれを言うてきておるんですよ。間どころどころ変わって。それをやめてくださいと。執行部が提出されたら、それをぜひその期限までにはきちっとやってくださいと。なぜそういう方向性を示されるのですか。

8月18日になって地権者の協議内容について資料に。こういうものは最初に出すのが当たり前でしょうが。わかりますか、その意味が。最終的になってこういうものを出されて。じゃないんですか。こういう文書でもって最初から出されたら、これに従って協議しますよ。8月18日ですよ、これを出されたのは。これは最初に出される書類でしょうが。そういう、議員の前に、あることを出したり引っ込んだり出したり引っ込んだりして、迷うようなことばかりして、最終的に結論を出すのは庁舎特別委員会と。庁舎特別委員会も中間報告を出しているんですよ。町民の皆さんも、ある程度ですけども、信頼を得てアンケートをとったじゃないですか。議会で補正予算まで組んで、議員皆さん賛成して。だから、そういう無駄がないように、何回も何回も違うたことを言わんように、目標に向かって1つ資料を出されないですか。私はそれが一番いいんですよ。なぜ、この目標に対していろいろ変わった資料を出さんと、執行部もそこまで勉強して、同じ結論が出るような資料をちゃんと提供してくださいよ。期限は期限で切るなり、いつまでもいつまでも引っ張らんと。9月30日なら9月、12月までなら12月まで精いっぱい努力して協議して検討してくださいと。だけど、そのリミットが切れたら、JRとの問題もありますから、駅前の庁舎建設は無理ですよと。なぜこういうきちっとした意見を出されんですか。これが一番大事なんですよ。議員に皆投げ出されても、終わりがいつでもええというたら、それじゃ、急がんでも、何年と建設が決まっておらんかったらいつまでも延ばしゃええというものじゃないでしょうが。それをしっかりと目標を持った同じ意見を、資料をきちっと出してください。どうですか、それは。

○議長（原田）企画部長。

○企画部長（永海）資料、いわゆるそれぞれの地権者との協議内容につきましてはこれまでも協議をしておりましたけれども、それだけ地権者と協議が進んだということで、その経緯について先般お示しさせていただいたということでございます。それから、今の

期限につきましては、これは再度執行部で検討いたしまして、次の庁舎建設特別委員会にある程度お示ししたいというふうに考えております。

○議長（原田）崎本議員。

○12番（崎本）あなたが言われるんじやが、私も県の、なぜ、ころころ変わっちゃだめなんでしょう。県は変わっていないんじやから。さっきわしは言うたんじやが、高架事業が7年おくれて、また6年おくれのるは、これはほんまか、それは答弁が抜けております。それと一緒に、今後ともは、これは急ぐことじやから。皆さんが、前田さんでも、プール跡地もだめじやと思われておるんだから、そうじやなしに、海田町の努力次第では無償で借りることもできるんですよ、書類が生きておる限りは。だから、昔の私らの時代は畑賀から皆来て仲よくやってきたものですよ。今の安芸区の市会議員さんもえっとおってんですよ。協力を得て、なるべくそういう方向に、有償で借りるのなら、それとも安く借りられるような努力をして、その結論を早く出すべきでしょう。その点はどうですか。それでもう終わりますから。今の7年が6年延びた、それはほんまか嘘か、今後どのような協議をされるか、きちっとお願いします。

○議長（原田）企画部長。

○企画部長（永海）連立の事業期間につきましては予定どおり、今、県と市で、事業主体の方で完成に向けて努力をしておられるというふうに聞いております。それから事業期間が延びるといふ話は聞いておりません。それから、広島市との協議でございますけれども、先ほども申し上げていますが、今まず本町が持っております協定書が、広島市の方は疑義があるというふうなことから、まずその部分を解決して、その後広島市から有償で買うという話か、借りていただきたいという話になるかもわかりませんが、まずはその部分について今、広島市からの返事を待っておるという段階でございます。

○議長（原田）崎本議員。

○12番（崎本）だから、返事を待つんじやなしに、我がまちも積極的にそれを示されんかったら前に進まんじやから、待ってるんじやなしに積極的にそういう交渉に行ってもらいたい。そういう提案をして、終わります。

○議長（原田）これにて一般質問を終結いたします。

本日の議事日程は終了する見込みがございませんので、本日はこれにて延会といたします。なお、明日も午前9時から本会議を開会いたしますので、ご参集ください。

午後3時58分 延会